

予算特別委員会記録

とき 令和7年3月11日

国分寺市議会

予 算 特 別 委 員 会

令和7年3月11日（火）

○ 出 席 委 員

委 員 長

丸 山 哲 平

副 委 員 長

星 　　いつろう

委 員

鈴 木 ちひろ

高 野 　ふみお

鳥 居 　あかね

対 馬 　ふみあき

中 山 　ごう

木 村 　　徳

寺 嶋 　たけし

小 坂 　まさ代

松 岡 　まり

高 瀬 　かおる

森 田 　たかし

尾 沢 　しゅう

だ て 淳一郎

及 川 　妙子

皆 川 　りうこ

久 保 　けいこ

は ぎ の 英 輔

木 島 　たかし

新 海 　栄 一

○ 審 査 事 項

- 1 議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計予算

午前9時30分開会

○丸山委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

冒頭、街路整備担当課長より入院のため終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。
また、松岡委員より水の持込みの申出があり、これを許可しましたので、併せて御報告いたします。



○丸山委員長 それでは、昨日に引き続き、議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計予算を議題といたします。

昨日は款10、教育費まで質疑を終了しています。本日は款1、議会費、項1、議会費、85、86ページから進めたいと思います。

それでは、85、86ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 87、88ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、以上で議会費を終了いたします。

次に、款2、総務費について質疑に入ります。

89、90ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 91、92ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 93、94ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 95、96ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 97、98ページ。

○木村委員 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

特別相談に要する経費についてお尋ねをしたいと思います。昨年というか、令和6年度の予算書と比較をして、特段変化はないわけです。ただ、一方で庁舎は新しくなったわけで、いわゆる相談業務、様々、多岐にわたっていますけども、法律相談、行政苦情相談、委託料のほうにも幾つか載っていますけども、いわゆるハード面が、この新庁舎に変わったことによって、相談業務の、例えば回数を増やしたり、充実させたりという、そういう判断は特段ないということなんでしょうか。ちょっと多岐にわたっているんでね。でも、基本は市政戦略室と政策法務課ということかもしれませんけども、その辺の考え方、ハード面と相談件数自体は年々増えているのではないのかなと。ちょっと分からないですけども、相談内容にもよるかもしれませんけども、その辺の考え方を教えていただけますでしょうか。

○久保政策法務課長 特別相談につきましては、令和7年度から税務相談、こちらの数を6回増やすこととしております。ほかのものについては、特段、今のところ件数を増やすことは考えておりません。

○木村委員 質疑の趣旨は、新庁舎になって、いわゆる相談業務を行えるスペース等も、旧庁舎に比べれば格段に確保できるハード面の環境が整ったわけですから、その辺は、今の御答弁に合わせれば、なぜ、そのハードの充実に併せて相談業務の充実というものを行わないということになっているのか。私はぜひ

やるべきかなとは思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○久保政策法務課長 市民相談室では、旧庁舎の頃から専用の特別相談のための市民相談室というものが設けられていまして、新庁舎に移りまして、その辺の環境については変わらないのかなというふうに考えております。したがって、従前どおり特別相談を実施してまいりたいと考えてございます。

○木村委員 分かりました。それぞれの相談項目というのは、恐らく月何回とか、曜日によって変わってきて、特定の日に相談がある市民の方が、日程を合わせていらっしゃるっていただくという、事前予約制なのかなと思いますけども。

税務相談なんかでいえば税理士とか、法律相談なんかでいえば弁護士の方とか、いわゆる市の職員ではなくて、士業の方々にお願いしているかと思うんですけども、そちらからの要望とかというのは、特定の曜日だけではなくてもうちちょっと拡大してほしいという声というのはないんですか。実際、窓口の対応していただいている士業の方々、弁護士とか、税理士とか、公認会計士とか、そういった方々が最前線で対応していただいているので、その辺からもうちょっと日数を増やしてほしいとか、そういう御要望はないんですか。

○久保政策法務課長 それぞれ士業の団体のほうから、枠を増やしてほしいというふうなことは特段伺っておりません。税理士会につきましても、我々のほうから回数を増やしてほしいというふうなお願いをして、今回、御対応いただいているようなところでございます。

○木村委員 分かりました。

市民からも特段要望はないということですか。もうちょっと増やしてほしいとか。

○久保政策法務課長 特に税務相談につきましては予約が取りづらい状況が続いておりまして、これについては、市民の方から予約枠を増やしてほしいというような要望がございました。

○木村委員 税務相談に関してはということではありますけど、やっぱり要望はあるということですね。

いわゆる窓口で対応していただいている士業に携わっている方からも、私は個人的にということにはなりませんけども、お声はいただいています、やっぱりもうちょっと拡大してほしいということもありますので、今もう当初予算の審査に入っている段階ではありますので、4月からという話ではないんですけども、まだ新庁舎の運用が始まったばかりということもありますし、今後の検討材料にさせていただいて、今の税務相談なんかは既に要望があるということでもあります。ぜひ、拡大が必要であると、それが可能であれば、そういった声も反映した形での検討をぜひ進めていただきたいと思います。一言いただいて終わります。

○久保政策法務課長 各相談の利用率を見ながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

○はぎの委員 今回の木村委員の質疑の中の関連で確認させてください。

私も種類の拡充のところは要望させていただきたいということでありましたし、本当に先ほどの質疑の中で確認もできましたので、ありがとうございます。

時間の枠のことで確認させてください。今回、これまでの30分1枠、1回30分ということ認識しております。私も議員になりましたから、もうかなりの方に、こういった特別相談がありますよということで御案内させていただいております。特に弁護士の法律相談が多かったんですけども、その中で、どうしても30分だと、説明してほぼ終わってしまったとか、もうちょっと時間が欲しかったというお声も多くて、だからといって、やみくもに、もっと延ばせばいいのかという問題もありますので、難しいバランスだと思いますけれども、この30分というのを見直す検討等はあるのかどうか、その点確認させてください。

○久保政策法務課長 現在のところ、市民の皆様には、受付の際に30分の時間という枠があるということ、そして実際に相談する内容を事前にまとめていただけると、30分以内で何とか終わるのではないかとというふうな御提案をさしあげているところです。

○はぎの委員 分かりました。

私も御案内する上で、なるべく質問内容をまとめていただいで行っていただいたほうがいいですということ、必ずそういったアドバイスをした上で御案内しているところでもあります。

今、課長の答弁にもありましたとおり、市のほうからも、そういった促しをさせていただいているということですので、引き続きそういった部分も努めていただければ助かります。

それで、もう一点は、今回、新庁舎になりまして、いわゆる相談室の入替えの問題と申しますか、旧庁舎で行っていただいたときと、今回は新庁舎になったところで、この予約がいっぱい埋まっていて、次の方とスムーズに入替えがなされて、やりやすくなった部分があるのかどうかとか、その点、もし分かれば共有させてください。

○久保政策法務課長 新庁舎に移りまして、市民相談室に待合スペースを設けました。前の相談の方とバッティングしないように運用しているところでございます。

○はぎの委員 ありがとうございます。このバッティングの問題なんですが、昨年、市民相談で御相談された人の中から、あまりスムーズにいかなかったというお声がありました。

今、御答弁の中で、そういった待合室を設けたことによって、スムーズにいくようになったということで、解消されたことが確認できましたので、非常にありがたいところでございます。

○鈴木委員 広聴事務に要する経費についてお聞きします。広聴事務の中の市長への手紙についてです。

この事業なんですけれども、1971年から広聴はがきとしてスタートしたと。1981年には市長への手紙になって、50年以上続く事業だということで、市長への手紙になってから、歴代の市長は市長名で返信していたと認識していますが、2014年から部長名で回答がスタートということです。

市民の方から何件か要望がありまして、それで、なかなか担当課のほうに要望して、要望や御意見を伝えるんですけども、なかなか対応していただけてなくて、それで最終手段として市長への手紙を利用したんですけども、担当のほうから同じような返信が返ってきたということで、質疑の趣旨としては、やはり市長への手紙は市長から返信していただきたいということです。

今回、資料第26号を出していただきました。

5年分の市長への手紙の件数なんですけれども、コロナ禍のところ、400件以上ということで、毎年市長への手紙が増えていて、その後には200件ぐらいで推移しているかなと思います。

それで質疑は、まず収受件数と回答件数について、資料の注釈にもあるんですが、回答件数、差出人が回答希望しないものなども含まれるため、回答件数とは一致しないということになっているんですが、ここについて、そもそも回答を希望しない方もいらっしゃると思うんですが、それ以外に、市のほうで回答をしないと判断した件数も含まれるのかどうか、この回答件数の考え方について教えてください。

○柳井政策法務担当課長 市長への手紙の回答件数につきましては、委員がおっしゃいましたように収受件数のうち、回答を希望しないもの、それからほかに氏名等不詳で回答できないものに関しては回答していないということで、収受件数と回答件数の間に差が出ている形となっております。

基本的には、差出人の方が回答を希望されていて、住所、氏名等を記載されていて、回答の要件を満たしているものについては回答させていただいていると認識しております。

○鈴木委員 分かりました。ほとんど回答していただいているということだと思います。

資料では、市長名で回答する制度ではないというふうに示されたりしているわけなんですけれども、これまでの議事録も、過去、いろいろと遡ってきまして、市長からの答弁で、市長名の回答しないということではないという答弁があったんですけれども、この市長名で返信することもあるのかどうか、そのあたりについては、お伺いしたいと思います。

○柳井政策法務担当課長 市長への手紙については、資料でも提出させていただきましたとおり、直近5年においても、各年度で数百件という多数のお手紙をいただいております。また、その内容も多種多様でして、市政の在り方や方向性といったものよりも、個々の事業における、その差出人の方の個人的な御事情等に関するものも多く、これらの回答に当たっては、個別の事業に関する調査・検討を要することから、回答までお時間を要するものとなっています。

市長への手紙につきましては、市長個人へのお手紙ということではなく、あくまでも広聴制度の一つとして、市政に関する御意見を市長を宛先として送付いただいているものです。また、原則、部長名により回答していることにつきましても、迅速に回答することにより、制度をより利便性の高いものとするために行っているものです。

市長名で回答するものにつきまして、そういったものもあったと記憶しておりますが、特に回答者名ごとに集計等は行っておりませんので、数字は持ち合わせておりません。

○鈴木委員 分かりました。今、数字はないということです。

ちょっと回答に時間かかるというふうには伺っているんですけど、大体2週間ぐらいで返信されるというふうに把握しておりますが、もし回答に時間がかかるのなら、その旨を差出人の方に一報入れるということも考えられるのではないかなと思います。現在も回答に時間がかかる場合は、差出人の方に一報入れているという、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○柳井政策法務担当課長 回答に当たり、お時間を要するものにつきましては、長くお待たせすることになってしまいそうな場合には、回答まで、いましばらくお時間をいただきたい旨の連絡を所管課等から入れるようにというふうな運用をしているところでございます。

○鈴木委員 2014年から部長名での回答をしているというふうに議事録では書かれていたんですけれども、市長名で回答すると、かなり時間が、1か月や2か月ぐらい、市民の方をお待たせしてしまうということで、そういうふうには書かれていたんですが、時間がかかるときは時間がかかる旨を一報入れるという、今はそういう運用になっているわけですね。そうでしたら、市長への手紙ということなので、市長名で回答するということが妥当ではないかなと私は考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○柳井政策法務担当課長 できるだけ迅速に、市民の方にお待たせすることなく、回答させていただきたいと考えており、そのことから、原則として部長名回答というふうにさせていただいております。

○鈴木委員 これは一般論だと思うんですけど、市長への手紙という名前で行っている意義は、どこにあるのかなと思うわけです。出した手紙の返信が別の人から返ってくるということなので、市民の受け止めとしてはどうなのかなと、私は個人的には思っております。

これで最後にしますけれども、いただいた手紙の全てを市政に落とし込むというのは難しいことだと思うんですけど、広聴事業ということで、広聴事業は、事務報告書を見ると4つあって、意見箱とか市民相談とかというふうになっているんですけど、市長に直接声を伝えられる制度というのが、もうこれしかないというふうには私は認識しています。それだからこそ、市民から寄せられた手紙に対して、市長の

名前で私は返信していただきたいなと思います。

担当の方からは、もう、部長名で返信するというふうに言われていますので、市長から御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○沢柳政策部長　この市長への手紙につきましては、国分寺市市長への手紙等事務取扱要綱ができて、制度については担当課長のほうから御答弁をさしあげたところでございます。

当初から少し内容が変わってきているというのは事実でございます。件数もちろんでございますけども、市政に対する御意見というところで、それを何うということ、制度として認識しているところなんですけれども、今、委員のお話にもあったように、個々の事業に対しての最終手段的なところの内容が多くなってきてございます。

市政というのは、市長は国分寺市の代表でございますけども、我々補助職員が責任を持って執行しているという面もございます。そういった意味で、担当課のほうで何かございましたら、これは最終的に部長職が責任を持って事務を執行しているというところでございますので、そういった形で、今、運用させていただいているところでございます。

市長への手紙というネーミングで、そういった誤解というか何というか、そういった認識のずれがあるようであれば、そこはまた、いただいた御意見を受け止めさせていただいて、少し研究というか何というか、そういうこともしてみたいというふうに思っております。

○鈴木委員　市長への手紙という名前を変えてほしいということではないんです。広聴事業で、せっかく50年間続いてきたこの事業なわけですよね。40年前に市長への手紙に変わった経緯があって、この事業、私自身も続けていただきたいとは思っているわけです。

市長への手紙じゃなくしようということではなく、市長への手紙という制度を、市民の声を直接意見を聞く場として、今後も活用していただきたいと思っておりますので、要望したいと思います。

○井澤市長　代表質問でもはっきり答えましたよね、私のほうから。それでもまだ納得されないということですか。

今、担当のほうから申し上げたように、私は全件読んでいます。いただいているんです。部長から、担当が一番分かっている人間からお返すのが何で申し訳ないんですか。余りにも職員を無視し過ぎじゃないでしょうか。（「そんなことないです」と発言する者あり）そうじゃないですか。だって、私、代表質問のとき、ちゃんとお答えしましたよね。（「市の責任者である市長から返信していただきたいということです」と発言する者あり）それでも、なおかつこうやって言われているでしょう。

○丸山委員長　マイクオフでお話をされないように。一度、市長もまとめていただいて、御答弁だけいただいて、整理させてください。

○井澤市長　こういった制度ですから、今、お話したように、市長への手紙ということで私は読んでいます。それに基づいて各部署に必要な助言を与えたり、どういう回答の仕方をするのかということについても承知していますから。私の仕事は市長への手紙だけ読むわけではありませんので、たくさんの仕事があります。そのことは御存じですよね。制度として、考え直さなければいけないかなというふうに、私は今、思っています。回答を全て市長名で出すということは、それは簡単ではありますけれども、それが全て私の了解の下で出されているということでもありますので、それは御納得いただかないと、いつまでも、この議論をしていかなければいけない。

何人かの方々が、そういうことに対して御不満を持っておられるかもしれませんが、制度として市

長への手紙というものはあるわけでありまして、その運用については、こちらのほうでしっかりとやっているということでもあります。

○丸山委員長 整理をさせていただきますと、ちょっと繰り返しの質疑もあって、鈴木委員からは、市長への手紙という名称から、市長から回答いただくのが妥当ではないかといった御趣旨の御質疑があります。一方で、行政側の回答としては、この資料にも示されているとおり、広聴制度の一つとして云々で、最終的に市長から回答を行う制度ではないというのが現状の見解でありまして、その点については、先ほど政策部長も含めて、その旨の回答、答弁があったということで、本日のこの段階で、行政側のほうとしては、その見解を示されていますので、その点を踏まえて、質疑のほうも、仮にこの上であるのであれば、まとめていただくようお願いさせていただきたい。また、この件について触れられるということであれば、一般質問等、その他の機会で、ぜひとも御配慮いただいて、まとめていただければと思います。それを踏まえて、いかがですか。よろしいですか。（「今日の時点では」と発言する者あり）

○尾沢委員 する議論がありましたけれども、行政側からも、制度名に対して、少し研究していかなければいけないんじゃないかというような印象を答弁から受けました。

市民の方が市長への手紙という名称での事務事業について誤解されていることもあり得るんだろうというのが、鈴木委員からの質疑の中でも、私はそういった印象を今回もやはり受けました。

これは広聴事務としては大変必要な事業だと思っておりますが、ただ、これが事務の名前をもって、そこについての回答に対する宛名、差出人への疑義とか議論が生じるということであれば、本当に私はネーミングをひとつちょっと変えていくということもやっぱり必要な状況にあるのではないかと。市民の方からお声をいただいています。議会でも、こうやって議論をして、よく制度を熟知しながら議論している場でも、こういった擦れ違いが起きるという状況があるのであれば、やはりそういった部分は見直していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。ということで、新たな見解というものは恐らくないんだろうというふうに思いますので、議会からの一つの意見ということで、私からは表明させていただいて、終わりたいと思います。

○丸山委員長 御意見ということですね。

○及川委員 今回の件については、よく検討いただきたいと思います。

それで、ちょっと別の質疑。ここの市長へのメールの件ですが、去年の予算特別委員会と決算特別委員会で、メールの返事は手紙で出しているという、要綱があるということで、1年にわたって検討いただいておりますが、今のところどうなっているのでしょうか。

○柳井政策法務担当課長 メール回答につきましては検討を継続させていただいているところです。

○及川委員 検討経過を教えてください。

○柳井政策法務担当課長 メール回答に伴って想定される今までの運用との違いですとか、生じ得る問題点等を含めて、庁内で検討を進めておるところでございます。

○及川委員 いつまでとか決めていないということですね。

去年より予算が少ないので、手紙は少なくなったのかな。3,000円になっているので、その分、郵便料金も上がっているので、手紙の回答を減らしたのかなと思ったんだけど、そうじゃないということですね。

○柳井政策法務担当課長 はい。回答用の郵便料金ということではございません。回答件数に関しては、この金額とは無関係ということになります。

○及川委員 では、この金額は何の金額ですか。

○久保政策法務課長 広聴事務に要する経費につきましては、郵送料ではなく、消耗品費となっております。

○沢柳政策部長 ちょっと今、確認をさせていただきたいと思います。

○丸山委員長 では、一旦保留といたします。

○星委員 市長への手紙の関連で、鈴木委員の質疑の関連でありますけども、私も鈴木委員と同様のお声を伺っています。鈴木委員も言われておりましたが、担当課にお願いしても、なかなか解決できないんで、もう最後は市長だと思って、それでお手紙を書かれる方って多いと思って、それで結局、担当者名で返ってくるんではないかというお声をお聞きしています。

市長へお手紙を書けるというのは、すごいいい制度だというふうに思っていて、市議会議員でさえ、市議会議員と話ができるなんてと言われるのに、市長へお手紙を書けるというのはすごいなというふうに思っています。

それで、市長が御覧になっていないと思われている方もいるもので、部長名とかで回答が来るため、市役所へ確認される方がいますが、市長もちゃんと見ていますよと言ったら、すごい喜んで帰ったというような状況もお聞きしているところであります。

それで、私も市長の名前で、市の最高責任者の最終判断というか、これが担当課に言っても市としての回答ですよと、今現在の考えですよということを示すためにも、やはり市長のお名前でも回答されることを私も市民の方からそのような意見を伺っております。

その上で、それでも変えないということであれば、例えば一筆、これは市長も見た上で回答していますよという一筆は、それは書いてある。すごいいい案だと思ったんですが、それは書いてあるということで、私、市長への手紙を見たことがなかったもので、また気持ちだけ述べることに終わってしまいますが、以上です。

○寺嶋委員 続けて関連で質疑をさせていただきます。

今、全体的に、行政の方々は手法としての考え方であって、鈴木委員をはじめとした方々の話は気持ちの話をしていて、市長の気持ちの部分でどういうふうになっていくのかという、恐らく市長名で返ってくるとしても、内容は全く同じになる、結果として、そういう形になると思います。なので、手法の部分でいったら、現状、市役所のほうでこれを使うのは難しいと思うんですけど、ブロードリスニングと言われる方法。多くの情報をAIが集約して、簡略化して、それを基に、しっかりと市政に落とし込んでいく、そして回答していくというような手法も提案されてきております。東京都単位でやるのも大変な事業であるので、今、市のほうでこれを実施するのは非常に難しいと思いますが、ここに関しては、ぜひブロードリスニングという方法は、今後、注視と研究をしていただきたいなと思います。

市長の名前で返すかどうかといった部分は、相手が納得されるかどうかの部分もかなり実は重要になってくるんじゃないのかと思いますので、私的なコメントは控えさせていただきます。

以上です。

○丸山委員長 御意見ということですね。

ここで、保留となっているところについてご答弁いただきます。

○久保政策法務課長 先ほどの広聴事務に要する経費の消耗品につきましては、広聴担当のほうで使う事務用品になります。具体的にはクラフトテープですとかカラーペーパー、こういったものになります。

○及川委員 じゃあ、郵便代はどこに入っているんですか。

○久保政策法務課長　市長への手紙の回答の郵送につきましては、各所管課から郵送、発送している形になりますので、政策法務課のほうでは計上しておりません。

○及川委員　分かりました。去年も言いましたけど、多摩26市中4市なんですよ、手紙で返事を出しているところね。多分、それは1年前の話なので、私は調べていませんが、ほかの市でどうしているかわかりません。でも、メールで意見が来たときに、常識的に考えて、メールで返すと思いますが、1年検討されて、よっぽどの事情があるんだと思いますので、また、さらに何年検討されるかわかりませんが、要綱に様式が載っているということも理解していますけど、変更してもいいんじゃないかなと思いますし、返事もらった人がどう思うかということもあると思うし、デジタル推進をしているのであれば、いつまでも手紙にこだわっているのは、なかなか進んでいかないなというふうに思います。

それで、ちょっと関係ありませんが、私も議員になる前に市長への手紙を出しました。内容は覚えているんですけど、小学校の給食の後に歯磨きをやってくれという、ずっと訴えていることなんですけど、なかなか返事が来なくて、本当に毎日待っていました。それで、最終的に返事が来たんですが、校長会に伝えますという3行ぐらいの返事だったんです。物すごいがっかりしたんですけど、多分回答は市長の名前じゃなかったと。市長の名前だったら多分覚えていると思うんですけど、ただ2014年から部長名になっているというので、現物を多分、もうなくしていると思うので、もしかしたら市長の名前だったかなとも思うんですけど、ただ、すごい勇気を持って出した手紙なので、返事もずっと待っていましたから、それぞれの市民の気持ちに寄り添って対応していただきたいと思いますので、これは意見で終わります。

○だて委員　市報等発行に要する経費で伺いたいと思います。

庁内での内部レイアウトが始まって、令和6年度から1年たつということで、市報の特に1面なんかも含めて、大分斬新に大きく変更されたかなというように思っておりますが、まず、この1年間やっていただいて、御覧になられた市民の皆さんから、何か反響等があったのか、その辺、ちょっと伺いたいと思います。

○村越市政戦略室長　様々な場面で、市民の方から、とても見やすくなったということは聞いています。

具体的に、私の知り合いなんかも、大半の方が見やすいということを知っています。

また、市役所1階にある市報も、減りが大分早くなっていますので、やっぱり見やすくなっているのかなというのは感じてございます。

○だて委員　今、御答弁あったように、見やすくなったということで、アイキャッチという意味では、1面がああいう形になったということで、中も開いてみようかなというようになるところになるのかなというようには思っております。

現状、そういった形で内部レイアウト等々していただいておりますけれども、今、その担当されている職員の方、この市政戦略室におられるんだと思うんですが、編集作業というのもなかなか難しいと思うんですよ。どういったスキルを持っていらっしゃる方で、もともとそういったことが得意な方だったのか、今後の人事異動の関係とかももちろん出てくるわけじゃないですか。その辺も含めて、その方がずっと長い間できるということでもないと思うので、その辺、どういった兼ね合いになっていくのか、伺いたいと思うんですが。

○村越市政戦略室長　今、正規職員3名と月額会計年度任用職員の方1名で実施をしています。特に事務系の方ですので、専門的な知識は個人的に習得、勉強しながら、時間をかけて、今、いいものをつくっているということですので、私どもも、将来的に人事異動等があった場合も心配ですので、その辺はマニ

ュアル等を作成しながら、きちんと対応できるような準備をしているところでございます。

○だて委員　今のマニュアルということで、引継ぎの体制というのも、しっかりやっていたらいいということで、複数人で動いていただいているということなので、どなたかが抜けられて、全く別物になってしまうとか、そういう話じゃないということで確認をさせていただきました。

それでは、以前の外注の時代と比べて、例えば、令和5年、まだ始まっていないときの事務報告書を見ると、委託料が4,500万円ぐらいあったものが、今、現状として、今年度の予算の委託料、市報等編集印刷等業務委託料のところは2,800万円ということで、差引き1,700万円ぐらい少なくなっているということだと思いますが、減った部分が外注に出していたときにかかっていた金額というような、そういう認識でよろしいですか。そのほかのものも含まれていますか。

○村越市政戦略室長　委託料につきましては、市報の編集と、あと配布ですね。配布の委託料も含まれてございます。

ただ、編集の部分については、当然、人件費等上がっているはずなんですけど、その上げ幅が低いという認識でございます。ですから、内製化したことによって、委託料が、その分少しは吸収されているのではないかと分析してございます。

○だて委員　先ほど室長がおっしゃったように、本当に効果が出ているということなので、そこは結構なことだと思います。

コストの部分でいうと、今、そういった体制でやっていただいている中で、過去、外注して全部やってもらっていた頃に比べて、そこは室長の感覚という形になるかと思うんですが、コスト面において、人件費の見合いも含めて、内製化したことで、現状として妥当な範囲で効果が出ているという認識をお持ちか、確認したいと思います。

○村越市政戦略室長　感覚的なものになりますが、職員の超勤等も若干減っているような認識は持っております。また、あと内製化したことで、編集のコストも間違いなく下がっているというふうには考えてございます。

○だて委員　今、力強く御答弁を、間違いなくということでおっしゃっていただいたので、そこは令和7年度についても同じように、引き続き市報の編集を続けていただくことになろうかと思います。

それで、それを踏まえた形で、先ほどの1面についてでありますけども、本当に以前のものに比べてインパクトのある1面で、今回はこういうものかということで私も見てはいるんですけども、このコンセプトで1年間やってこられて、この令和7年度も行っていくことに向けて、この1面については本当に大事だと思うんですよ。先ほど申し上げたように、1面を見て読んでみようかなと思う方が出てくると思いますが、一方で、例えば市政に関して一番重要な情報というのをぼんと出すというのも、それも大事なことだと思うんです。そういった考え方も含めて、令和7年度については、どのようなコンセプトを持って、特にその1面を含めたレイアウト編集を臨んでいかれるのか、伺いたいと思います。

○村越市政戦略室長　令和7年度につきましても、そのときそのときの旬な話題ですね。例えば、農業であったり、宇宙であったりというところは、まず使っていきたいと考えてございます。

あとほかに、例えば、担当で、ぜひとも市民の方に目に触れてもらいたいという情報があれば、それを1面に持っていきたいというふうにも考えてございます。

○だて委員　これで終わります。

今、御答弁を伺って、何となく来年度の方向性について、御答弁もありましたので、同じ認識だとは思

うんですが、中を開くまでいかなくても、これだけは本当に伝えたいというような重要な情報というものも多々あると思います。そういったものも、1面というのは大事な市報という媒体のトップページでございますので、そこは念頭に入れていただいて、アイキャッチというものも大事ですけども、やはり必要な情報がぱっと伝わるというところも大事だと思いますので、そこは時と場合に応じて、しっかり御対応いただきたいというように思っています。

御担当されている方々におかれましては、月2回、いろいろ大変だと思いますけれども、来年度もしっかり御尽力いただきますことをお願い申し上げまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○木島委員 若干、今のだて委員の質疑にも関連すると思うんですけども、聞きたいのは、広報事務に要する経費になるんですけども、個別説明票だと、通し番号8番です。広報力向上を目指した新たな取組について記載があって、なおかつプレスリリースの強化に向けた新たなサービスの導入に伴う増額とあります。この取組について、新たな意欲的な表現にも取れますので、どういったことを遂行されるのか、今、企画されていることを伺いたいと思います。

○村越市政戦略室長 こちらの事業につきましては、プレスリリースを300近い媒体の中から選択しまして、年6回プレスリリースをしたいというものでございます。

媒体につきましては、新聞であったり、ラジオであったり、あとスポーツ、グルメ、ファッションなど、様々な媒体がございますので、私ども出す側が、どの媒体にするかというのを選んで出すものとなっております。

また、発信した内容については、そちらの事業者のホームページにも載るような形ですので、記事になりやすいのではないかなど期待をしているところでございます。

○木島委員 分かったような分からないようなんですが、その上で職員研修というのは、これは、具体的にどういうことをされるのでしょうか。外部講師を招いて、そういった民間の広報宣伝にたけた方から、そういう研修の機会を設けるのか、その辺りの状況について確認をさせていただきます。

○村越市政戦略室長 研修につきましては、令和6年度は、市政戦略室の広報担当が研修の動画を作成して、職員みんなに見ていただいたというのですが、来年度につきましては、SNSなどに知見が深い方、もしくは他の自治体で任期つきで働いているような広報に強い方をお呼びして研修をしたいというふうに考えてございます。

○木島委員 分かりました。バランスよくやっていただくことが重要なんだろうと思います。ボトムアップで、先ほどの市報の議論などもそうですけれども、かなり職員の担当の方が、意欲的に施策の部分に関わっていただいているということも、これまで議会の中でも確認をさせていただいているので、そういった現場レベルで職員の自らの発想力も大事にしつつ、様々、このSNSなども含めた戦略なども、これからは当然重要になってくるんだと思いますので、絶えず革新というか、改革していくというマインドを、ぜひ持ち続けていっていただきたいなと思いますので、ぜひ期待していますので、よろしく申し上げます。終わります。

○及川委員 今のところの関連で、個別説明票に、ラジオ番組の終了に伴う減額というのがあるんですけど、「こくぶんじVOICE」という、水曜日の午後9時15分から3分間やっていて、最初は15分ぐらいやっていたのを、その後改編してやっていたようですが、これをやめる理由と、併せてなんでしょうけど、今のところを説明してください。

○村越市政戦略室長 こちらのFMラジオにつきましては、令和4年2月から、試行的にまず始めまして、

令和5年度は6分間行い、聴取者が少なかったので、令和6年については3分という形に減らしています。

内容につきましては、令和5年度は市政情報が中心だったんですが、令和6年度については、防災推進地区で活躍されている方にも出演いただいて、聴取者を増やす努力をしてきたんですが、結果的になかなか伸びなかったということで、来年度以降はユーチューブのほうに力を入れていきたいということで、今回は、一旦廃止ということで提案をさせていただいているものでございます。

○及川委員 災害時の情報伝達ツールということで、この間、いろいろ議論があつて、ちょっと国分寺市としては出遅れた感がありましたけども、このラジオ番組というんですか、その帯を取ることで、災害時に情報伝達できるかもしれないということを見越してやっていたはずなんですけど、その点はどうなっているんでしょうか。

○村越市政戦略室長 災害時に必要な情報を伝達する手段としてのFMラジオですが、今回、防災行政無線のほうはアプリで確認もできるようになってございますし、スマートフォンを持った方って、もう8割を超えていらっしゃるんです、まずはそちらで情報を得ていただきたいということでございます。

○及川委員 分かりました。そういう伝達ツールも変わってきているし、ユーチューブとかもやれるのであれば、私は別にラジオにこだわるわけではないんですけど、災害時って、やっぱり貴重な情報ツールになるので、すごく期待はしていたんですけど、時代も新しくなって、また新しい別の方法ができたということで理解しました。

終わります。

○小坂委員 オンブズパーソンについて、お伺いをいたします。

こちら、市政に対する市民の信頼性を高め、市政の一層の増進を図ることを目的としているというふうにはホームページのほうにも書かれています。本市には子どもオンブズパーソン制度はありませんが、これまで中高生を含め、子どもからの申出などあったかどうか、確認させてください。

○久保政策法務課長 記憶にある限り、子どもからの申立てというのはないものと認識しております。

○小坂委員 代理人もこちらの制度を利用できるということで、子どもも含め、こうした制度を利用することはできるというふうには理解をしていますが、新庁舎もできまして、今、中高生にとっても、より身近な存在となったこの市政を、こうした申出ができる制度のより分かりやすい周知を求めたいと思います。

後ほど別のところでも質疑しますけれども、子どもに分かりやすい周知をすることで、全ての市民の方に分かりやすくなるかと思えます。表記や周知をより一層分かりやすくしていただきたいと思いますが、この点について、いかがでしょうか。

○久保政策法務課長 オンブズパーソン制度につきましては、市の行った業務等が違法または不当といったことが対象となっているものでございます。

周知に関しましては、より分かりやすいものになるよう、研究していきたいと思えます。

○小坂委員 お願いいたします。

あと、政策法務課のほうで、子どもの権利に基づいた、他市にあるような子どもオンブズパーソン制度、これについてはどのようにお考えか、見解をお伺いをいたします。

○久保政策法務課長 政策法務課のほうでは、特段、子どもに特化したオンブズパーソン制度の創出といったことは考えておりません。

○小坂委員 現在のところの見解をお伺いをいたしました。

全庁的に、子ども部門との連携を取っていただいて、今後、御検討いただければと思います。要望で終

わかります。

○丸山委員長　それでは、このページよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、先に進みます。

99ページ、100ページ。

○木島委員　統一的な基準による地方公会計に要する経費でお伺いをいたします。こちらも個別説明票だと、通し番号10番になります。

この個別説明票で少し理解ができなかったので確認になるんですけども、契約更新による委託料の増額ということなんですけど、ここ数年来ずっと計上されている事務事業だと思うんですけども、契約更新によって何が変わるのか、増額になる理由について確認をさせていただきたいと思います。

○松下財政課長　公会計の作成支援委託、こちらコンサルタントへの委託ですけれども、今年度で複数年の契約が終了するということでございます。次年度以降も引き続き、法人のほうからのアドバイス等を受けながら作成するのが有効だと考えておまして、改めて契約をしたいと思っているんですけども、特段、今年度と仕様は変えていないんですけど、3者から見積りを取ったところ、いずれもやはり人件費や、今の資材費の高騰等で、金額の提示としては、こういったレベルの金額になるということで、そういった形で増額になっていると、そういった状況でございます。

○木島委員　分かりました。かなりこういったところにも、様々人件費等の兼ね合いもあるんでしょうか。かなり、受け止めなければいけないなと思うんですけども。

その上でなんですけれども、事務報告書のこの事務事業の評価を見ると、これは決算特別委員会などでも提示していただいているセグメント分析に係る資料を提出していただいて、様々これを活用してという段に徐々になってきているかなという、皆さんの努力によって提出されている資料なので、その事務事業の評価のところで見ると、今後の進め方ということで、拡大・拡充をしていくというところに印がついて、事業別の貸借対照表及び行政コスト計算書によるセグメント分析を充実させていくとあります。

決算審査のときにいただくセグメント分析の資料が、もう少し増えればいいなという、徐々に増やしてきていただいていることは分かるんですけども、一方で、これもいろんな事業をバランスよく抽出していただいていますけども、結局、財政課が作っている資料ですよ。これを何年か前に私も1回提案しているんですけども、委託しているコンサルタント会社に力を借りて、作成していただくことができないかなというふうに思っているんですけども、いろいろ助言は多分いただくと思うんですけども、このあたりを契約の更新の節目に、ただ一方で予算額も決まっちゃっているんで、何とも言えないんですけど、仕様書の中にこのあたりのことも少し御提案というか、お力をいただくような、そういう取組にしていっていただくことができないのかどうか。

要するに、セグメント分析の資料をもう少し増やすための、この事業者を活用というか力をいただくという観点での提案というか、意見なんですけど、この辺について確認をさせていただきたいと思います。

○松下財政課長　セグメント分析につきましては、今後も引き続き拡充をしていきたいというふうには考えているんですけども、業者に委託をする場合、どれぐらいの件数をやるかですとか、数量をやるかというところにもよるんですけども、一定大きな数のセグメント分析を行うということになれば、そこはちょっと金額も膨らむようなところもございまして、一定の政策的判断も要るかなというふうに考えております。

ひとまず、今年度も現状の体制で少し拡充を図りながら、あとは自前でやると、作成する担当の職員のノウハウも年々高まっていくと、そういったメリット等もありますので、そういったところも総合的に勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○木島委員 分かりました。では、そういった部分で期待をしたいと思っておりますので、職員の方の力が年々高まってきているという部分も、私もそこは承知をしているところなんですけれども、一方で、財政課にかかる負担というか、短期集中でやらなければいけない作業にもなると思うんですよね。決算のほかに様々な書類の作成など、決算に向けた調整などもある中で、その中でやっていただいている取組だと思っておりますので、少しでもそういった部分で職員の方の負担が軽減できるような取組なども、引き続き研究しておいていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○丸山委員長 このページ、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 では、先に進みます。101ページ、102ページ。

○高瀬委員 公共施設マネジメント課関係経費の中の委託料についてお伺いしたいと思います。

新庁舎省エネルギー性能検証業務委託料が544万5,000円計上されておまして、債務負担のほうでは、令和8年度について272万3,000円ということで、2年間にわたる事業なんだろうというふうには思っています。法に基づく検証なのか、その辺も含めて、事業の内容を教えてください。

○高木新庁舎建設担当課長 こちらにつきましては、法に基づくものではございません。

ただ、今回、ZEB Readyという認証を取得したことで、環境省から補助を受けております。それにつきましては、これから3年間、計測をして報告をしていかなければなりませんので、その補助業務をお願いするというものでございます。

○高瀬委員 分かりました。新しい法律ではなくて、ZEB Readyを取得したことに伴う検証というところで、今理解しました。

これから3年間、その検証を毎年やっていかなければいけないという、今、御答弁だったかと思うんですけれども、そうすると、検証の内容もほぼ同じことを3年間やっていくような感じなんでしょうか。今後の予算の見積りというところでは、ほぼ同じような金額を入れていくということになるのか、教えてください。

○高木新庁舎建設担当課長 予算の執行としては、同じことを続けていくということになります。

○高瀬委員 分かりました。じゃあ、毎年ほぼ544万5,000円が3年間継続していくと。

債務負担行為では令和8年度までということだったんですけれども、それはまた単年度で予算を組んでいくのか、今後についても教えてください。

○高木新庁舎建設担当課長 2年間のうちに、その業務については十分に職員のほうで吸収したいと思っております。1年間を超えますと、ほぼ、その月に、どういった空調の需要があるとか、そういったところが分かってくると思っておりますので、今の現時点では2年間で終了する予定でございます。

○高瀬委員 ありがとうございます。1年間の間に職員の方も一緒に関わりながら、その技術を習得していくということですので、その力というのは、これからの、まだ新しくこの庁舎ができたところではありますけれども、経年で見えていくことも可能になると思っておりますので、ぜひ、そこは力を注いでいただき、技術の習得にも努めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○丸山委員長　そのほか。

○木村委員　庁舎維持管理に関する経費の中の契約管財課関係経費で、光熱水費に関して、新庁舎の建設に伴って、令和6年度が1億3,100万円で、新年度の予算が1億2,100万円ということで、1月からこの新庁舎を運用していますので、丸々1,000万円という差額ではないんでしょうけども、実際にはどのぐらいか。担当委員会なんかでも、この手の議論はさせていただいたところなんですけども、年間で、どのぐらいの経費節減ということで見ればいいんでしょうか。

○佐藤契約管財課長　令和6年度予算につきましては、旧庁舎の部分と、あと新庁舎も10月から引渡しを受けて、そこから電気代などを見ていますので、ダブっている部分もありますので、単純比較で1,000万円というところは計算できないような状況になっています。

2月、3月になりまして、1月分の電気代、水道代などが出ました。ただ、旧庁舎のときのボリュームと新庁舎のときのボリューム感、要は集約された庁舎になりましたので、その分、電気代とかも増えているような状況でございますので、一概に比較はできていないといった状況でございます。

○木村委員　まだよく分からないということなんですかね。もうちょっと電気使用量の推移を、電気だけじゃないですけども、見てからということなので、そこは了解をいたしました。

一方で、公共施設マネジメント課関係経費のほうで、この委託料で新庁舎省エネルギー性能検証業務委託料、これは毎年、これから、540万円ですけども、かかり続けるという経費なんですか。

失礼しました。2年間ね。

今、前段で申し上げたところで経費節減しても、かつてISOを取得しようという、市として動きがあって、これが更新のたびに数百万円かかるということで、そこまでして認証を取る必要があるのかという議論もあって、結局、当時、星野市長のときでしたけども、断念をされたという経過があったので、これがずっとかかり続けるということになっちゃうと、節減した経費で、ZEB ReadyとかCASBEEだとかというところを維持するということとお金の面で希薄になってしまうかなと思ったんですが、2年間ということですね。了解をいたしました。

最後に一点だけ、簡単に。これ従前は、庁舎維持管理に要する経費として、一括されて事務事業として分類されていたのが、令和7年度から公共施設マネジメント課関係経費と契約管財課関係経費に分かれたんですね。その場合というのは、要は事務事業としては2つの事務事業になったわけですので、事務事業番号ってありますよね。契約管財課のほうでいうと0103700。その番号というのは、令和6年度までの庁舎維持管理に要する経費の番号をそのまま踏襲しているんですけども、今まで1つだった事務事業を2つに分けたことによって、それぞれが独立した事務事業ということになったわけですから、この事務事業番号というのは、それぞれ新しい付番になるような気がしたんですけども、契約管財課関係経費だけは、一体であった昨年までの番号を踏襲したというのは、これはどういう理解をすればいいんですかね。昨日もこの事務事業番号のことで疑問を持った部分があったので、より注視をしていたら、ちょっとそこが気になったんですけど、そういう1つの事務事業を分けた場合の事務事業番号の取扱いというのはどうなっているんでしょうか。

○松下財政課長　事務事業番号を使う場合の細かい基準というのは決まりはないんですけども、基本的に、今回のように同じ形の総括事業としてまとめる場合には、なるべく近い事務事業番号をあてがって、旧来の事務事業の性格が割と近い形で引き継がれるものは同じ番号を利用して、そのまま継続させると、そういった形での対応をおおむねやっているというふうな状況でございます。

○木村委員 番号の再利用があるんですね。どんどん枝番というか、下1桁に近づいていって、より新しい番号、細かい数字が付番されるという認識だったんですけど、再利用されるというのはちょっと新たに認識をしましたけど。

要は、まさに事務報告書というのは事務事業単位で報告がなされていますので、例えば、この0103700という事務事業、事務報告書なんかで比較検証なんかをする場合に、令和6年度と令和7年度というのは明らかに違うわけですよ。2つに分かれちゃっていますから、公共施設マネジメント課関係経費はまた別な事務事業として、令和7年度の事務報告書には載ると思いますので、そういう場合というのは、なかなか複数年を比較をする場合に、こちらも見づらいというのはあるんですけども、そういう場合には、1つの事務事業が複数に分割した場合には、分割した旨というのは、これまでも事務報告書等には書かれているんですかね。もし、その辺が整理されていないんだとしたら、今後の課題として、ぜひそういったところも配慮いただきたいというお願いですけども、いかがでしょう。

○松下財政課長 同じ事務事業ですと、今回のこの契約管財課関係経費、昨年の庁舎維持管理に要する経費の内容を少し踏襲していたりとか、そういった部分があると思うんですけども、新しく内容が変わって、比較すると、数字が少し移動しているとか、動いているようなところもありますけど、全くまた新しい事務事業にしてしまうと、今度は前年度との比較で皆減なりとか皆増とか、そういったようなところも出てきますので、どういった事務事業を割り振るか、そういった部分の、どちらがいいかという判断はなかなか難しいところがあります。

あと事務報告書には、なかなかそういった形での、この事務事業がこういった形に動いたというふうな情報は今はないんですけども、どういった形の事務事業番号を振っていくのが一番見やすいといえますか、いい形なのかというのは、少し意見を受け止めさせていただいて、考えていきたいなというふうにご考えております。

○皆川委員 まずは車両集中管理に要する経費のところでお聞きしたいと思います。102ページです。個別説明票では通し番号13番です。

老朽化した庁用車を廃止し云々とあるんですが、そもそも、これは令和5年度の事務報告書なんですけれども、車両合計が92台だということで、令和5年度事務報告書には書かれておりますが、結局、新庁舎になってから、かなり台数を減らしたのか、減らすようなことになっているんじゃないかなと思うんですけども、それについて教えていただけますでしょうか。

○佐藤契約管財課長 事務報告書ベースでいきますと、令和5年度だと92台ということですが、今年度、新庁舎に移りまして、各部署が集約されたことに伴って、車両も一緒にくっついてきます。ただ駐車場は地上で50台分ぐらいあるんですけども、そこに入り切らないというところと、あとちょうど車検切れや、老朽化に伴って更新などを考えているという部署もありましたので、そこについては、今まさに廃車の手続を行っております。細かい集計というのは、まだ拾えていない状況ではございますが、数台、廃車している状況でございます。

今後なんですけども、車両の減少、縮小に伴って、いろいろな動きを、今、試みている状況でございます。まず1つは、もう既に実施しておりますカーシェア、あと来年度予算で計上していますカーリースを導入して、庁用車の適切な維持管理というものを検討していきたいなと考えてございます。

○皆川委員 分かりました。まだ集計できていないということですので、それはまた集計できた後に御報告をいただきたいと思います。

それで、この事務報告書を見ますと、いわゆるひかりプラザのほうにありました教育総務課でしたり人権平和課の車を合計すると、私が合計した限りでは7台あったわけです。それが丸々、ひかりプラザにも何台か残っているのかなと思うんですけども、台数は間違いなく少なくはなっているんじゃないかなと思うんですが、この認識は間違いはないですか。

○佐藤契約管財課長　そちらのほうの細かな集計というのは、今、できていない状況ではございます。というのは、単純に廃車するものと、所管替えなんかも行っております。例えば、契約管財課で持っている庁用車を緑と公園課のほうに移管したり、そういった形で、今まさに車両の配置を変えている状況ですので、それは集計でき次第、事務報告書で明らかになると思いますので、そちらで御確認いただければと思います。

○皆川委員　分かりました。これに関しては、まだ全体的なところが見えていないというのが、まず、今の時点で分かりました。

この疑問をなぜしたかという、実はひかりプラザの駐車場の1台当たりのスペースが非常に狭い。市民の方からも、あそこ止めにくいよねという話をお聞きするんです。私としたら、市の庁用車が少し減った分、市民の方が止めるスペースという意味では、少し間隔を広くするというようなことが考えられないかなということでの事実確認をお聞きしたところなんですけども。そういうことも含めて、今、台数も含めて把握しているところだということですので、検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤契約管財課長　ひかりプラザのほうに止める庁用車の数というのは当然減ってくると思います。あと、そちらのほうの施設管理者に今いただいた意見を伝えたいと思います。

○皆川委員　ぜひお願いします。あそこは本当に斜めになっているところも駐車場で非常に難所だとは思っております。そういうところの改善も、もしできるのであればお願いしたいと思います。

あと一点、これは事実確認にとどめるんですが、普通財産維持管理に要する経費です。個別説明票では14番に説明があるんですが、ここは、いわゆる新町樹林地も含めて、管理しているということで、まず、それでよろしいんですね。

○佐藤契約管財課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○皆川委員　それで、普通財産ということでは、光町にある、かつてH&Mという会社名のところだったんですが、今、会社名が変わったということで、ちょっと前、お聞きしたか分からないんですが、あそこも普通財産ということであるかと思うんですけども、現状と、今後何か考え方があるのか、いつまで借りているのかとか、その辺いかがでしょうか。事実確認ということでお願いします。

○佐藤契約管財課長　委員のおっしゃるとおり、普通財産として、現在、株式会社ホサカというところに普通財産の貸付けということで貸しているといった状況でございます。※令和9年3月31日までということになってございます。（※次ページに訂正発言あり）

○皆川委員　まず、事実としては確認いたしました。

様々、あの当時、いろいろなエピソードがあつての場所ではあるんですけども、今後どういう形にするかというのは、今時点で私も明言することはできませんが、まずは令和9年までだということを確認させていただきました。

以上です。

○丸山委員長　このページ、ほかに質疑のある方いらっしゃいますね。

一定時間たちましたので、休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○丸山委員長　それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

本日の進行についてですが、本日も定時、午後5時を目安に進めていきたいと思えます。

また、どこまでというところなんですけれども、星副委員長と私の思いが交差したのが、170ページぐらいが一つの目標かなと思っておりますので、皆様の特段の御配慮と御協力をよろしくお願い申し上げます、委員会を再開したいと思います。

○佐藤契約管財課長　すいません。発言の訂正をお願いいたします。

皆川委員からの御質疑がありました光町の普通財産の貸付けにつきまして、貸付期間は、先ほど令和9年3月と申しましたが、正しくは令和10年3月でございます。発言の訂正のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○丸山委員長　訂正を認めます。

それでは、引き続き質疑のある方は挙手でお願いします。

○高瀬委員　契約管財課関係経費の委託料でお聞きしたいと思います。

施設維持管理委託料として2億4,245万円が計上されています。それで、債務負担行為のほうを見ますと、新庁舎に係る様々な委託がたくさん書かれておまして、今、申し上げた委託料については、これらの債務負担行為で挙げているものを合わせた金額というふうに見ていいのか、その御説明いただきたいと思えます。

○佐藤契約管財課長　委員のおっしゃるとおり、新庁舎に係る施設管理の委託料を、ほとんど債務負担を組んでいますので、それらを足し合わせたもの、それとあと第6庁舎もございまして、そちらの維持管理に要する経費というの、ここに含まれている状況でございます。

○高瀬委員　ありがとうございます。金額としては、かなり大きな金額にはなっていると思うんですけども、そのときにちょっと思ったのが、次のページにはなりますけれども、包括施設管理委託料、多少性質が違うのかと思えますけれども、そちらでは3億5,000万円計上されているところです。

それで、今、御答弁いただいたように、様々な事業がここに含まれているということでは、一括ではなくて、それぞれに委託をしているもの、委託先の事業者も違うと思うんですけども、その考え方と今後についてがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○佐藤契約管財課長　現在は幾つかの委託事業に分かれておまして、大きくは新庁舎の総合管理ですか、そちらのほうメインとなりまして、あとは、例えば、防犯管理設備保守点検業務委託事業なんかも別で組まれている状況でございます。

例えば、総合管理のほうなんですけれども、委託期間が令和10年度までということにしてございます。この理由としましては、先ほどおっしゃっていただいた包括のほうも、恐らくそこが期限となっております。その委託期間の期限を合わせまして、3年後になりますと、新庁舎のほうの建物の性質というものもだんだん見えてきますので、そのときに包括に含められる部分、含められない部分というのを見極めて、効率的に施設管理をしていくためにはどうしたらいいかというところを考えて、また令和11年度以降、走りたいと思っております。

○高瀬委員　分かりました。ありがとうございます。

新庁舎、まだ始まったところなので、その性質を見ていくというのは理解できますし、最初から、この包括管理委託のほうに入れなかったというのも、恐らく、そちらの事業者も、まだ令和6年度からということで、お互いにどういう形でやっていくかというのが見ていく必要はあるんだろうなというふうには理解はしています。

この間、公共施設等総合管理特別委員会のほうでも御報告いただきましたけども、計画策定を3年間延ばしましたがけれども、その間に、もう少し詳細に見ていくということがありましたので、今、御答弁の中では令和10年度まで債務負担を組んでいるということから、その後、また検討していくということですので、毎年度しっかりと検証いただき、一番いい形がどこになるのかを探っていただければと思いますけれども、令和7年度の予算については承知いたしました。ありがとうございます。

○鈴木委員 契約管財課関係経費の使用料及び賃借料で、ウォーターサーバーの借上料についてお聞きします。

こちら新庁舎の8台分のウォーターサーバーという計上でよろしいでしょうか。

○佐藤契約管財課長 おっしゃるとおりです。

○鈴木委員 分かりました。

新庁舎になって、ウォーターサーバーを新設していただきました。その中で、7台は職員のスペース分で、1台は3階の市民も使えるスペースにあるものだと思いますが、自動販売機の近くにあるので、マイボトルでの給水を選ばれる方と、それ以外の自販機の飲物を選ばれる方で、ここで選ぶことができるというのが、とてもいいのかなと思っています。

新たな取組でもありますので、職員の方や市民の方の声などが届いているかなと思うんですけども、もしよろしければ、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○佐藤契約管財課長 こちらは委員のおっしゃるとおり、職員用に7台、あと市民の方も使用できるように1台ということで、取りあえず、まずはというところで設置させていただきました。

市民の方からも大変好評でして、また職員からも、思った以上の好評な形で御意見をいただいております。今後、ウォーターサーバーのほうをどこか設置できないかということについては、あれは水道管を引っ張ってこなきゃいけないというところがありますので、なかなか設置する場所に制約がございますので、それらも含めて検討していきたいなと思っております。

○鈴木委員 ありがとうございます。この後、設置台数の数についてもお聞きしようと思っていたんですが、検討していただけるということで、ありがとうございます。

マイボトルでの給水を促す仕掛けなどについても、例えば、POPを掲示していただくとか、マイボトルを使ってペットボトルの削減に資するということが、もっと分かりやすくなるような工夫などしていただければなと思っています。

要望で終わります。

○丸山委員長 このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、次のページ行きます。

103ページ、104ページ。

○中山委員 このページ、幾つかありますが、まず企画事務に要する経費について、これは確認をしたいんですが、新年度の主要事務事業、進行管理する事務事業ですね。どういった事業を管理されていくのか

教えてください。

○渡邊政策経営課長 多分、委員がおっしゃっているのは、事務事業進行管理の対象の事業ということで、それはまだこれから決めるような形になりますので、現時点では決定しておりません。

○中山委員 分かりました。

令和5年度事務報告書では77ページに8事業が載っているんですけども、この中で完了していないものも、引き続き設定されるものもある。それも含めて全然決まっていなくて。うなずかれていますので、分かりました。

その下の旧庁舎用地利活用に要する経費のことなんですけど、私、担当の委員会をけがして出席できなかったんで、簡単に確認だけさせてください。

令和6年第4回定例会のときにも、今後の複合公共施設の運用スケジュールが示された中で、運用を決めていくに当たって、オープンハウスとL o G oフォームでの市民参加はありますけども、それ以外の、要は決まった組織体での市民参加というのも求めたんですけど、予算にも恐らくはないのかなと思うので、そういう取組はやる予定はないということよろしいということになっているのでしょうか。

○久保公共施設マネジメント課長 こちらにつきましては、過年度同様、利用団体または個人の方より御要望がありましたら、その都度、対話をしてまいりました。次年度以降も、供用開始まで、御要望がありましたら、積極的にそういう対話を設けて、この利活用、運用の方向性を定めてまいりたいと考えております。

○中山委員 なるほど。たくさんの団体の方ですとか様々な市民から御意見を聞いていただいているというのは承知をしています。今の答弁は今後も、そういう運用の面について、要望があれば、そういう場を設けていくという理解でよろしいですか。

○久保公共施設マネジメント課長 令和10年度の供用開始に向けて、できる限りのことを、行政側としては実施してまいりたい。その上で、さきの定例会でお示ししたとおり、オープンハウス、また関連団体、や個人の方も含めて、できる限りの対応をしていくものと考えているところでございます。

○中山委員 この点は以上で終わりますけども、しかし、その運用を決めていくに当たって、多くの方から、今、御意見を伺っていくという取組とともに、最初に述べたように、一定、検討委員会というような決まった組織での検討をしていただきたかったなというふうに思いますので、そうは言っても、まだ時間はありますので、今日のところは要望して終わります。

もう一つが、公共施設マネジメントに要する経費ですが、続けてよろしいでしょうか。

○丸山委員長 どうぞ。

○中山委員 これも同じく、今定例会の公共施設等総合管理特別委員会に報告資料No.1-4で出された資料があります。A3判の資料で、今後、旧庁舎用地の関係で、庁舎移転及び旧庁舎用地利活用に伴う関連施設の再編の流れという資料が出されております。その中で一つ気になったのが、本多学童保育所・児童館についてです。

これ資料では点線の矢印で、検討等は必要な時期に実施するというので、2031年度までずっと矢印が引かれているんですけども、本多児童館・学童については、ちょっと議事録も調べましたところ、平成20年、2008年の耐震診断の結果が数値的にはぎりぎりの値だったと。そういったこともあって、現在の総合ビジョンの前の第四次国分寺市長期総合計画、この中で、実は2016年までに大規模改修するという計画にはなっていたんです。

その後、国分寺市公共施設個別施設計画では、長寿命化改修として2023年、2024年に位置づけられましたけども、国分寺市公共施設適正再配置計画の中では、そういう早急な対応が必要だけれども、施設の一時閉鎖ができないことから、修繕・改修に当たっては、仮施設や代替する事業用地の確保が必要となるということで、なかなか対応できていない施設になります。

そこで、まさに旧庁舎用地の利活用に伴って、本多武道館が移転するというところで、私としては、前に何か本多武道館のことも引き合いに出されて、どなたかが種地として考えられるんじゃないかというようなことを聞いたことがあるんですけども、今後、令和10年度ですか、複合公共施設ができたときに、本多武道館を一時活用して、この本多児童館・学童の、建て替えになるのか改修になるのか分かりませんが、そういった検討をきちんとしていただきたいなと思うんですが、まだ先の話ですのであれですけども。ただ、先ほど言った報告資料No.1-4を見ると、まだ全然、その後も本多児童館・学童の対応をされないのかなという印象も受けてしまったので、その辺の考え方を確認したいと思います。

○久保公共施設マネジメント課長　こちらの資料は、直近では令和7年第1回定例会で修正版としてお示ししたものでございます。さらに過年度には同様のものを出させていただきます。

この資料の趣旨としましては、新庁舎移転とともに種地ができていきますので、それを市民の方に分かりやすく、また空き施設が生じた際に、そこに空き時間が生じないように、計画的に検討、また整備を進めていくために示したものとなります。

委員のおっしゃるとおり、こちらの本多学童保育所・児童館とともに、旧本多武道館、また、そこには本多図書館・公民館という大きな施設がございます。私どもは、これから公共施設を再編してまいる際には、単独の施設ではなくて、複合化・多機能化によって効率的な効果的な運用を目指していくということが公共施設マネジメントの目的でございますので、ここに限らず、全ての公共施設について、今申し上げたとおり、計画的に進めていくものと考えているところでございます。

○中山委員　今、この場でこうしていくという明確なことにはならないと思いますが、今、指摘しましたように、本多児童館・学童の改修については、ずっとほかに事業用地がない等々の理由でできない施設ですので、きちんこの複合公共施設が完成するタイミング、本多武道館が移転するタイミングで、時を置かずして、本多児童館・学童の改修もできるように計画していただきたいと思いますので、要望して終わります。

○丸山委員長　そのほか、いかがでしょうか。

○小坂委員　企画事務に要する経費のところ、第2次国分寺市総合ビジョン策定等支援業務委託料についてお伺いをいたします。個別説明票の通し番号16番になります。

こちらの策定に当たりまして、様々ワークショップですとかDecidimを利用したり、小・中学生のアンケート等策定委員会をつくっていただけて進めてきていただいております。代表質問をした際に、初めて子ども版を策定するというような御答弁がありました。この子ども版を策定するに至った経緯についてお伺いをいたします。

○渡邊政策経営課長　こちらにつきましては、御存じのとおり、こども基本法の施行に伴いまして、子ども施策については、当事者である子どもの意見を聞くことが義務づけられたという背景がございます。そういった背景を踏まえて、今回、先ほど委員がおっしゃったように、ビジョンの策定に当たりましては、小・中学生の児童・生徒向けにアンケートを実施したりとか、あとは高校生、大学生の世代を対象に、若者ワークショップなどを実施してまいりました。そうした取組について、議会のほうからも何かしらフィ

ードバックすべきじゃないかという御意見もいただいておりますし、また、市内の中学校では、特にSDGsなどを授業に取り上げている学校もありますので、できれば、今回、中学生あたりをターゲットにして、地域課題等に当事者意識を持って考えていただけるようなきっかけになる資料をつくりたいということで、子ども版というところを企画させていただいている状況でございます。

○小坂委員　ありがとうございます。授業でも使っていくというようなことですので、広く中学生、高校生に広がっていくと思って期待をしております。

個別説明票によりますと、委託料の中に、この計画の印刷製本が入っているとのこと。こちら、子ども版の印刷予定数や配布についての連携など、このあたりはいかがでしょうか。

○渡邊政策経営課長　印刷製本につきましては、現在400部ほど予定しているところですが、基本的に、活用についてはデータをメインで活用してまいりたいというふうに考えております。

○小坂委員　配布先等については、現在のところ、どのあたりというふうに考えているのでしょうか。

○渡邊政策経営課長　まだ具体的に、市内中学校ですとか、そういったところと調整したわけではないので、あくまでこちらの想定となりますけれども、基本的に、中学校あたりに何部か配布できればというふうに考えております。

○丸山委員長　このページ、ほか。

○皆川委員　簡単に終わりたいと思います。

企画事務に関する経費のところでは政策アドバイザー謝礼があります。これについては、昨年、補正であったり、また、一般質問等でも取り上げて、議事録は一応確認しているところなんですが、令和7年度に当たりまして、回数であったりとか、謝礼金1回あたりは幾らなのか、その点教えてください。

○渡邊政策経営課長　謝礼につきましては、2時間程度の活動で1万3,000円、こちらは国分寺市政策アドバイザー設置要綱でも決まっておりますので、来年度については8回を予定しております。

○皆川委員　議事録等を確認した限りでは、かなり市の広報に関してのアドバイスをいただくというようなことで読み取ったんですけれども、例えば、5年間なり何年間、今年度は広報関係で、また次年度は違う関係とか、そういうテーマごとにアドバイスをもらっていくものなのか、どういうものなのか、初めてお聞きするものですから、少し教えていただければと思います。

○渡邊政策経営課長　現時点では、ここ何年間の間にこれをやっていくというところは、まだ特に決めてやっていません。ただ、その都度その都度、いろいろな様々な行政課題に対して、こういったところで助言いただきたいというものがあれば、都度、それに適した方がいらっしゃれば、アドバイザーとして委嘱していくような形を考えています。

今回、たまたま、情報発信に今後力を入れていきたいところで、委員のおっしゃったように、SNSのコンサルタントをやられている方なんですけれども、アドバイザーとして、今回入っていただいているという状況でございます。

○皆川委員　先ほども広報事務のところではSNS等の活用の話がありました。議事録を確認する限りでは、助言と職員研修などを通じて、アドバイザーの方に講師となっていただくというようなことなんだろうと思います。ぜひ、どういうふうになるのか、まだ未知数なんですけれども、また折に触れて御報告などいただければと思います。

終わります。以上です。

○丸山委員長　このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　それでは、続けます。

105ページ、106ページ。

○寺嶋委員　まちの魅力発信に要する経費に関して質疑になります。改めて、このアニメ等コンテンツ活用イベント運営業務等委託料について、これはどういったところと実施されるのか、把握はしているんですけど、主にどういった事業を展開していく予定なのか、改めて伺わせてください。

○村越市政戦略室長　今、調整しているのが、まずはぶんバスのラッピングができないかというところと、あと、株式会社タツノコプロのゆかりのアーティストの方のライブですね。リオンホールなのかどこなのかというのはございますが、あと旧庁舎の壁にタツノコプロのアニメを掲載していただくというところと、あと物販ですね。国分寺駅の丸井とセレオに、今、協力いただいていますので、何か物販ができないかというところが今の検討状況でございます。

○寺嶋委員　かしこまりました。ありがとうございます。

あとは、そのほかのデザインマンホールを、また作ったりするとか、そういったことは検討はされていないでしょうか。

○村越市政戦略室長　来年度予算は750万円というところですので、行く行く、再来年、その次あたりでできないかなという話は出ています。

○寺嶋委員　承知しました。ありがとうございます。

ぜひ、そのタイミングだけじゃなくて、行く行くまで残るものがマンホールだったりするので、そのときに盛り上がる内容と、あとはしっかりとその後も残っていくコンテンツの両軸でぜひとも考えていただいて、このコンテンツをしっかりと利用していただければと思います。

なおかつ窓口を広げるといいますか、今回のアニメーション会社以外のところでも、もし何かしらそういったことでやりたいというお話があれば、いくらでもウエルカムですという発信なども、ぜひともこれははしていただければなと思います。こちらは意見になります。

以上です。

次のもう一点、確認させてください。ふるさと納税ポータルサイト使用料に関してです。

確認になります。このふるさと納税ポータルサイトは、具体的に、どこのサイトを、今、使用しており、使用する予定になっておりますでしょうか。

○村越市政戦略室長　一応、来年度は、さとふるを予定してございます。あと楽天のほうも提携先ということで考えてございます。

○寺嶋委員　ありがとうございます。主にその2つを利用していくというのは、今までの実績などを踏まえた上で、この2つが親和性が高い、または数字的にふるさと納税をしてくださる方が多かったという結果となっているという認識でよろしいでしょうか。

○村越市政戦略室長　特に楽天はポイントの部分で結構効果があるというのを聞いて取り入れました。

ただ、引き続き、今、JRとの企画が持ち上がっているところですので、行く行くは、場合によってはJRポイントなんかもお願いするような形になる可能性はございます。

○寺嶋委員　かしこまりました。ありがとうございます。

そういった形で、ふるさと納税とかも、圧倒的に流出していくほうが大きい状況ではありますが、焼け石に水かもしれませんが、いろいろな施策を打って、どうにか出ていく額に対して入ってくる額も増やせ

るような試行錯誤は引き続き行っていただければと思います。

あと、ポイントの部分が今後どうなっていくのか、正直、法律などが変わっていったら、このポイントとといった部分が使えなくなってくる可能性もありますので、その点は注視しながら、媒体の動向なども引き続きチェックして、柔軟に対応していただければと思います。意見です。

以上です。

○はぎの委員　今の寺嶋委員の関連で、私も、まちの魅力発信に要する経費の中のアニメ等コンテンツ活用イベント運営業務委託料、そして、史跡武蔵国分寺跡VR・AR体験アプリ制作等業務委託料にも、ちよつとかかってくる部分であります。

私からも、先ほど寺嶋委員から提案もありました、いわゆるこのデザインマンホールのアニメキャラを使ったものの提案、これをぜひとも進めていただきたいということで、私のほうからもお願いしたいと思っています。

事務報告書のほうで、主管課長からは、マンホール巡りマップの制作により来訪者の増加を図るということで、そういった評価があります。

今回、既にもう2月27日から、今年は市内のデザインマンホールの蓋を巡るデジタルスタンプラリーということで、3月30日まで行っていただいているところかと思えますし、9か所を巡っていただくということです。

実際には、最新のものでありますと、ペンシルロケット水平発射実験70周年記念マンホール蓋とか、最新のものも作っていただいて、実際、デザインの中では、本当に市民の声をいただいた、そういった中から選ばれたものでありますけれども、東久留米市は手塚治虫氏のブラックジャック、そういったアニメキャラを使ったスタンプラリーもかなり好評だったということで、実際、私の友人なんかも、それをやって、かなりよかったということで、お声も聞いておりますので、ぜひタツノコプロのキャラクター、もう誰もが知っているようなものがたくさんございますので、ぜひ「ヤッターマン」とか、「ガッチャマン」とか、「ハクション大魔王」とか、「みなしごハッチ」とか、本当にもう尽きないぐらいあります。私、個人的には、「いなかっぺ大将」が大好きでありますけれども、本当に一つでも多く増やしていただいて、本当に市内の仕掛けづくりで呼び込む、そういった利用で増やしていただきたいということでお願いを申し上げます。

あと、仮囲いの解体工事が進んでいく中での仮囲いに、現在は3種類のぶんじほたるホッチのそういったアートギャラリーみたいな形でやっていただいておりますけれども、あれも市民の皆様からお声を实际いただいております、解体工事のそういった振動や音、あと危険というようなイメージを本当に和らげるような意味もあるので、もっと増やしてほしいというお声も、実際、もう既にいただいておりますので、ぜひとも、2年間近く行われる事業でありますので、ぜひ、そういった点でも、より多くのアートギャラリーを増やしていただきたいということでお願い申し上げます。

それとマンホールのAR化もぜひ進めていただきたいということなんですけれども、これも他自治体において、アニメキャラクターのデザインマンホールをスマホ等でかざすと、アニメキャラが表示されて、一緒に写真撮影できる等の、そういった体験型イベントも既に行われておりますし、あとは学習イベントということで、いろんな活用方法あります。例えば、ぶんバス、こくベジ、ペンシルロケット等も使った、そういったマンホールもございますので、スマホ等をかざすと、実際に、その内容を表示して、学習体験イベントにも使えるというところでございます。そういったところも、ぜひ推進していただきたいと思

いますけれども、その点、市のほうでのお考えや、今後の展望等あれば、確認させてください。

○村越市政戦略室長　今、行っていますマンホール蓋のスタンプラリー、大変好評で、台紙がすぐになくなるような状況です。

やはり無限の可能性というんですか、マンホール蓋にはございますので、かなりいろんな団体で人を集めているコンテンツとなっていますので、しっかりとその辺を踏まえて、いいものをつくっていきたいと考えてございます。

○はぎの委員　課長の大変力強い御答弁をいただきましたので、本当に期待して、今後の推進を見ていきたいなというふうに思います。

あと最後に、今回、いわゆる健康推進の施策ということで、健康アプリ、そういったものの導入が始まります。そういったものも、ぜひ、絡めていただけるのではないかなというふうに考えております。

実際、いろいろ市内を歩いていただく上で、そういった魅力あるマンホールを巡っていく中で、健康アプリ、そういったものも連動していけるようなことも、イベントもいろいろ仕掛けづくりやっつけていけるんじゃないかなということで、本当にまちの魅力、そういったものを感じながら健康にもなっていけるといいう、そういった本当にすてきなことが想像できます。この点も、ぜひ、推進していただきたいんですが、市のほうでどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○村越市政戦略室長　健康アプリについても、市内を巡るような仕組みもあると思いますので、どううまく連動して、マンホール蓋のほうを見ながら、市民の方が健康になっていただけるかというところは少し関係課と調整してみたいと思います。

○はぎの委員　ありがとうございます。ぜひとも期待しておりますので、推進のほう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○皆川委員　無限の可能性の後に、なかなか言いにくいんですが、まちの魅力ということで、もう既に昨日、ふるさと文化財課のほうに質疑させていただいておりますレコードに関してです。

この間、庁内でいろんな方とお話ししたら、いろんなお声がありました。一つはふるさと納税。レコードをどうさばくかという意味では、ふるさと納税の返礼品ですとか、メルカリであったりとか、そういうお考えもあるのかなと思ったんですけども、御担当としては、あらゆる手だて、今までも考えられたと思いますけれども、本当に歳入が6枚分の販売ということでは、今後どうするのか、それについて、具体的に予算にはないんですけども、お考えをお聞かせいただきたいということでの質疑です。

○村越市政戦略室長　委員のおっしゃるとおり、今年度も今のところ6枚売れているというところでした、なかなかはけないという状況です。

今まではいろんなイベントに出て行って、売ったりもしていました。まず売る場所、売れる場所の確保が重要だと思っています。

あとは何かヒットするような有名な方が宣伝してくれるようなきっかけがあればいいなと考えてございます。その辺は引き続き考えていきたいと思います。

○皆川委員　引き続き考えていただくことは考えていただきたいんですが、実際、販売しなくても、まずは市民の方に知っていただくというのも大事なかなと思います。

そこで、いわゆるレコードジャケットですね。レコードが2枚あるわけですけども、それを、中身は入れられないにしても、ジャケットの絵柄ですとか、こういうレコードがありますというのを、例えば、

各公共施設のどこかに掲示するですとか、まずは市民の方に知っていただくというのも必要じゃないかと思えます。

今、CDも本当に売れない時代になっている中で、意外にレコード、少数だと思えますけれども、そういうレコードも見直されてきているというようなことも聞くところなんですけれども、まず市民の方に知っていただくということで、公共施設にジャケットのコピーなり何なりを置くというのはいかがでしょうか。

○村越市政戦略室長　　まず、市の歌を売っているということを知っていただくというのが重要な視点だと思えますので、その辺は少し考えさせていただければと思います。

○皆川委員　　ぜひ、とにかくいろんな手だてをやっていただきたいと思えます。

具体的に販売するとなるとハードルが高いというのはお聞きしているところなので、していただくということでは市の歌は、本当、皆さん、いろんなイベントでかなり周知されているんじゃないかなと思えますが、レコードとつなげるような取組をやっていただければということをお願いして終わります。

○対馬委員　　私からは、まちの魅力発信に要する経費の中の史跡武蔵国分寺跡VR・AR体験アプリ制作等業務委託料について、お伺いさせていただきたいというふうに思えます。

私の、前回の議会でいろいろ質問させていただいて、大変シティプロモーションに前向きに御検討いただいた結果、こうして予算を入れていただいたなというふうに思っておりまして、大変ありがとうございます。今年、令和7年度はどのような事業展開をお考えなのかについてお伺いしたいと思います。

○村越市政戦略室長　　まずはAR・VRのアプリの構築を考えてございます。内容については、公募型プロポーザル方式で、いい企画を募集してということ想定してございます。

具体的には、史跡武蔵国分寺跡の僧寺地区、金堂であったり、講堂であったり、七重塔あたりを復元できればということで、今、準備を進めているところでございます。

○対馬委員　　ありがとうございます。

このAR・VR、施政方針でも触れていただきまして、いろんな可能性がありますというところはお伺いをさせていただきました。シティプロモーションって、いろんな可能性があるなというふうに思っておりまして、その中でもインバウンドという話もありましたけども、まずは市内の皆様方に、こういった魅力のあるシティプロモーションを体験していただきたいなというふうに思っています。

リアルな体験・体感というお話もあった中で、体験・体感というと、直感的に目の前に復元された建物を見ることが出来る体験・体感ということ思い浮かべるわけなんですけども、例えば、実際に、そこに建物がないからこそ出来る体験ということもあるというふうに思っています。例えば、VRを使った発掘作業でしたりとか、あるいはそういう当時の暮らしぶりが体験できるようなものというの、やはりその体験の一つに入ってくるんだらうなというふうに思っています。もし、そういったことができれば、例えば、小学生なんかは多分喜んで、そういったものを体験していただく中で、武蔵国分寺を学んでいただいて、親しみを持っていただけるなというふうにも思えますし、様々な市民の方々にも、そういった親しみを持った体験を提供できるんじゃないかなというふうに思えますので、プロポーザルということでございますが、そちら募集される際には、そういった視点を持って、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村越市政戦略室長　　実際にGPS機能を使って発掘の体験をできるようなアプリも出てきているようでございます。子どもたちだけでなく、大人にもいい経験になると、体験になると思えますので、いい提案の中に、そういうものが入ってくるよう、少し調整をしてみたいと考えてございます。

○丸山委員長　よろしいですか。

ほかに、このページでありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　それでは、先に進みます。

107ページ、108ページ。

○木村委員　簡単に、ペンシルロケット発射70周年ということですね。新年度を迎えて早々に、4月12日に行われるということで、私ども議員にも出欠確認の御案内をいただいています。

事業として、チラシは拝見しているんで、大体中身は承知はしているんですけども、願わくばだったんですけど、以前、御提案の中でもしたことがあったんですけど、いわゆる宇宙飛行士なんかを、以前、東京経済大学でやったときなんか、ISSと生交信とかね。そういう事業を振り返ると、70周年だけでも、ちょっと規模が縮小というか、こじんまりした感じに目に映ってしまったので、多分JAXAと国分寺市の関係性というのは、引き続き悪くはないと思うんですけども、宇宙飛行士をお呼びしたりとか、そういったところに至らなかった原因というんでしょうか、今後も引き続きの関係性というのは構築していただきたいと思っていますので、その中で、そういったところに至れなかった要因というのがあれば、教えていただけますでしょうか。

○鈴木文化振興課長　昨年の夏、5市共同事業のほうで、野口宇宙飛行士を招いての講演を行いました。今回の70周年のイベントなんですけども、こちらのほうは、日本宇宙開発発祥の地国分寺でペンシルロケット試射に携わった方々の業績を振り返り、若い世代と子どもたちに宇宙開発草創期及びロケット開発の最前線で活躍する方々の情熱とか志を伝えるということで、未来へ希望を実際につなげていくということを目的に、今回の基調講演、国際ロケットの計画などを考えておりますので、そのようなことです。

○木村委員　分かりました。

5市共同事業は、5年に1回、国分寺市が幹事市で回ってきて、たまたま今年度というのは承知はしているんですけども、なかなか単独市で宇宙飛行士をお呼びすると、結構お金が高いという話を、現実的な話になっちゃうんですけども、ちらっと聞いたので、そういったところもあったのかなと思いました。

一方で、ペンシルロケットの実機を集合させてという、10年前も同じような企画があったかなと思いますけども。10年前だよ。あとは「はやぶさ2」が持ち帰った粒子ですよ。こういった展示なんかも御予定されているようなので、その辺もJAXAの協力あってのことだと思いますし、これをより手間とお金をかけた以上の効果を発揮して、より一層、宇宙開発発祥の地は国分寺なんだという広報というかPRは、いい機会ですので、この70周年の事業を活用して、積極的な広報をして、事業を大成功していただくことを期待しています。

私自身も出席で、もう返事をさせていただいていますので、新年度入って、もうすぐ、12日後には、新年度入ってから、この事業のメインということになりますので、冒頭申し上げたように、もうちょっと宇宙飛行士なんか呼べればよかったのかなというところで御質問させていただきましたけども、ぜひ、一層の広報、期待しております。

○丸山委員長　答弁はよろしいですか。

それでは、このページほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　続けます。

109ページ、110ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 111ページ、112ページ。

○小坂委員 前のページから続いているところなんですけども、文化振興施策の推進に要する経費のところでお伺いをいたします。芸術文化振興事業補助金についてです。

こちらの補助金、市民の文化芸術活動を支援する非常に重要な補助金だというふうに認識をしております。数年前に債務負担行為を組んでいただきまして、年度をまたいで利用できるようになり、市民の利便性も上がったと感じています。

こちら、50万円を2団体に補助する事業なんですけれども、様々、補助金の対象となる経費が限られております。その中の一つに、ワークショップに関しては使えないというのがありますが、これについての考え方について、お伺いをいたします。

○鈴木文化振興課長 対象経費の消耗品費の中で、参加者が持ち帰る成果品は対象外とあるんですけども、成果品のものにもよると思うんですけども、形として残ってしまうようなものと、やはり消耗品という扱いにならないのかなと思うので、いただいた意見を今後検討させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小坂委員 ぜひ再検討のほう、お願いしたいと思います。

形に残るもの、持ち帰るものが工作等であっても、ワークショップの内容であると、その材料費は、現在、対象にならないような、この仕様を見ますとなっているようですので、ぜひ市民の柔軟なアイデアを市として後押しできるように、税金を使った補助金ですので、十分な審査は必要だと思えますし、芸術文化振興事業審査会委員謝礼のほうでも予算もついておりまして、しっかりと査定はしていただくかと思いますが、内容については、ぜひ再検討いただければと思います。

終わります。

○丸山委員長 そのほか、このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 続けます。

113ページ、114ページ。

○だて委員 西町地域センター維持管理に要する経費で、エレベーター工事について、以前もちょっと伺いましたが、いよいよ工事が4月21日から6月13日ということで、ホームページにも記載が出ております。

工事に際して、前もちょっと申し上げましたけど、特に1階の児童館前のエレベーターの出入口のところについては、子どもたちが大変多く出入りをするというところで、安全対策をきちっとやっていただかなきゃ困るということですが、その辺りはどうしていくのか伺います。

○小坂協働コミュニティ課長 工期については、今、だて委員がおっしゃったとおりというところがございます。

安全対策については、今、工事事業者と、事前の協議を重ねているところでございます。危険がないように、養生するなどしながら、工事のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○だて委員 そこはしっかりやっていただくよう、強く要望させていただきたいと思います。

子どもたちは児童館の中だけじゃなくて、ロビーの部分も含めて、外のスペースから出たり入ったりということもありますので、非常に出入りも多いですから、しっかり対応していただきたいと思います。

それとあと、エレベーターが使えない期間の2階について、利用者の方、特に高齢者とか、車椅子の方はなかなか難しいかもしれませんが、そういった方たちへの対応というのは、指定管理者のほうとどう話しているのか伺います。

○小坂協働コミュニティ課長 エレベーターが使えないということで、なかなか2階に上がる方が難しいという方がいらっしゃったときには、指定管理者のほうでもお話をしておりますので、窓口等に一声かけていただいて、介助するなりというところで対応をお願いしているというところでございます。

○だて委員 よろしく申し上げます。

ということは、一応、ホームページ上は、特段工事の工程の中で、休館等々ということは記載がなかったんですが、現状、御担当としては、特に大きな機材が必要なときとか当然あると思うんですけども、そういうタイミングでの休館、部分的な休館も含めてですが、そういったものは現状考えられていないということでしょうか。

○小坂協働コミュニティ課長 休館につきましては、工事事業者のほうと調整をさせていただきまして、部分的な休館も含めて、ないというところで確認をしているところでございます。

○だて委員 分かりました。ないということではありますが、どういった工事になるかはちょっと分かりませんが、エレベーターの更新ということなので、かなりのいろいろ大きな部分もあろうかと思えます。そこは安全第一で、工事事業者とも話していただいて、さっきの児童館なんかの部分も含めて、少しでも危険があるようなことがあれば、そこは大事を取っていただくということも一つの選択肢であろうというように思いますので、そこは御検討いただきたいと思えます。

それと同じ西町地域センターの中なんですけど、さっき鈴木委員のウォーターサーバーの話がありましたけど、今回の予算には入っていませんけれども、あそこの1階の給水機、子どもたちが飲めるような給水機については、以前もちょっと一般質問なんかでも御提案申し上げましたが、大変劣化状況がひどくて、なかなか、中の管の関係は分かりませんが、外観だけ見るからにしては、ちょっと飲む気にならないような、ひどい状況になっていますので、今、ウォーターサーバーも新たにいろんな形が入っていくということもさっきおっしゃっておられましたので、担当部署とも連携していただきながら、できるだけ、衛生的にも、きれいな形のものを設置いただけるようにということで思っておりますので、そこについて、今、一言御見解をいただいて終わりたいと思えます。

○小坂協働コミュニティ課長 今回の修繕では、エレベーター、昇降機のところの部分というところで対象にはしてございませんけれども、今後、利用者の声も聞きながら、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

○はぎの委員 私は前のページからまたいでいるところになります。内藤地域センター維持管理に要する経費のところの工事請負費というところで、昨年秋から長寿命化の改修工事ということで、計画では、本年の5月7日ぐらいでしたっけ、までに完了ということでなっていたと思えますけれども、おおむね計画どおりに現在進んでいるのか、そしてその5月のゴールデンウィーク明けぐらいからはしっかりと使用していけるのか、その進捗状況を確認させてください。

○小坂協働コミュニティ課長 内藤地域センターの長寿命化工事につきましては、現在、予定どおり進んでいるというところでございます。

利用開始につきましても、現工事事業者へ確認したところ、5月8日からの利用は大丈夫というところで、お話を伺っているところでございます。

国分寺市公共施設予約システムで、本日から抽せん予約で、来月の頭からは先着の予約というところで、再開もできるというところで、現在、利用に向けて、そういう準備をしているところでございます。

○はぎの委員　ありがとうございます。5月8日から使用可能ということで、また予約の関係も、今、その次にお聞きしようと思ったんですけど、先に御丁寧に御答弁いただきましたので、ありがとうございます。

本当に市民の様々な集会とか、学習・交流の場にもなっておりますし、二次避難所でもありますので、改修工事の終了を待ち望まれている方も多いと思いますので確認させていただきました。

終わります。以上です。

○丸山委員長　このページよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　続けます。

115、116ページ。

○木島委員　もとまち地域センター維持管理に要する経費でお伺いいたします。

先日の公共施設等総合管理特別委員会でも、以前から、このもとまちプラザの移転に係る報告があるところですが、先日の特別委員会も傍聴させていただいて、また資料も拝見させていただきました。

この間、移転に向けてということで、アンケートを取られたり、また、新年度はこれから設計にも入ってくる重要な移転に向けたという部分での年になってくると思います。

いただいているアンケートの中で、もちろん、今後の実現可能性というか、様々、委員の方からも意見はあったと思うんですけど、その中で、委員会の中で出ていなかった点で一点だけ、私も地元の方から、ちょっとこれはできないだろうかということで御意見いただくのが、スケートボードに係る施設の設置ができないだろうかということで、アンケートの中でも出ているかと思えます。

私が住んでいる町会のほうは、地元ということもあって、職員の方にも説明会を持っていただいて、その中でも、課長もお聞きになっていると思うんですけど、この当該地が、スケートボードをやるには、様々な課題を解決しないといけないんですけど、比較的可能性が高い場所なのではないかということで、西側がJR武蔵野線、また東側が府中街道、また、その周囲の南北に比較的住宅が少し離れた場所にあるということで、もちろん簡単なことではないんですけど、これから観光バスの用地を確保しなければいけなかったり、あるいはまた都市計画の関係から、緑地についてももちろん検討していかなければいけないということで、この件については、これまでの議論の積み重ねの中で十分承知はしているところなんですけれども、こういったスケートボードができる施設を敷設することの可能性について、軽々にもちろん判断できることではないと思うんですけど、しっかりと検討してほしいなという思いがあります。この点について見解を求めておきたいと思います。

○小坂協働コミュニティ課長　ただいま御質疑をいただきましたスケートボードを利用できる施設というところでございます。

もとまちプラザの関係も、国分寺緑地に位置しているというところでは、緑地を一定確保していかなくちゃいけないとか、様々な要件があるというところでございます。また、観光の案内等をしていくというところで、バスの駐車ということも考慮に入れて、今現在、進めてきているというところでございます。

ただ、スケートボードができる環境というのが、市内、確かに少ないと、ほぼないような状況だとは思いますが、できるかどうかは分かりませんが、今後も視野に入れながら、検討していきたい

というふうに考えております。

○小坂委員 市民活動団体支援に要する経費でお伺いをいたします。提案型協働事業についてです。

令和7年度も債務負担250万円組んでいただいております。協働事業審査員等謝礼について、審査員への謝礼がついておりますので、次年度も引き続きやっていただけるということは認識をしておりますが、令和6年度の審査がどうだったのか。122ページを見ますと新規事業が見当たらないようですので、令和6年度のこの提案型の公募の審査状況についてお伺いをいたします。

○小坂協働コミュニティ課長 今年度、提案型の協働事業に関しましては、毎年4月頃、募集をかけた上で、1か月ほど締め切らせていただくんですけれども、その中では、今年度は応募がなかったという状況でございます。

○小坂委員 市民の方々、様々活動している中で、市と協働したいというようなお声は常にいただいているところですが、手が挙がらなかったことに関して、御担当として課題と感じていらっしゃると思いますでしょうか。

○小坂協働コミュニティ課長 課題というか、なかなか、市民活動団体の方も思いが強い部分があったりとか、あとは担当としても思いがありますので、そこがうまく合致していないという部分もあるのかというふうに考えております。

そういったところにつきましては、コーディネーター等を活用しながら、今まで調整はしてきて、昨年であれば、5事業について提案いただいておりますので、今後も地道な形になりますけれども、担当課と提案の団体のほうを結んでいきたいというふうに考えております。

○小坂委員 課題と感じていらっしゃるところは私も同じ思いです。担当課との話し合いがなかなか進んでいかないような場合があるように感じています。ぜひ、コーディネーターの方を中心に、ここをスムーズに進めるようサポートしていただいて、この予算を充実して活用できるようにお願いしておきたいと思っております。

終わります。

○高瀬委員 もとまち地域センター維持管理に要する経費のところでお聞きしたいと思います。個別説明票で通し番号33番になります。

公共施設の再配置に伴って、備品や物品の置場がなくなったので、そこにもとまちプラザの用地に建物を造りたいという内容になっています。予算としては792万円計上されているところです。

具体的に、どのようなものが、どの程度、今、置場が不足しているか、それに伴って、どのくらいのを建てる予定なのか、教えていただきたいと思っております。

○小坂協働コミュニティ課長 今現在、もとまちプラザの南側について、庭が広くあるというところで、そちらのところに200平米程度の建物を建てると。附属建物という形になりますけれども、そういうことを予定しているというところでございます。

中に入れるものにつきましては、今後、公共施設の再配置等で、一時的に行く当てが、置場がなくなるものについて、どこは限らないんですけれども、一時的にそこに入れて対応していきたいというふうに考えております。

○高瀬委員 200平米ぐらいのものをつくるということで、結構大きなものなのかなというふうに思いますし、その庭も、かなり整備されて、利用者の方も外に出られたりするかと思うんですけれども、そういったところも、移転もありますので、丁寧に御説明をいただきながら進めていただきたいというふうに

思います。

それで、その場所に建てることについては、地権者の方とも当然話はされているのかと思うんですが、その辺、お聞かせください。

○小坂協働コミュニティ課長　そちらの建設に当たりましては、所有者の方と現地でお話をさせていただきました。先行的には承諾書をいただいているという状況でございます。

○高瀬委員　分かりました。そこ、とても大事なところだし、当然行われているものだと思っておりましたけれども、よろしく願いいたします。

そして、備品とか物品について、各所管のほうで管理されているかと思うんですけれども、同じ物置というか、建物の中にいろんなものが入ってくると思いますので、その管理についてはしっかりやっておく必要があると思いますので、その点、一言いただきたいと思います。

○小坂協働コミュニティ課長　今、お話しいただきました中の管理に関しましては、出入りのところにつきましては、指定管理の施設でもありますので、指定管理者との協働コミュニティ課のほうと調整しながら、事故とか漏れがないようにしていきたいと思っております。

○丸山委員長　このページ、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、続いて117、118ページ。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　119、120ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　121、122ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、もうお昼になりますので、午後1時半まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

○丸山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

ここで図書館課長より、通院のため午後1時半から終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

それでは、午前中に引き続き、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

121、122ページ。

○松岡委員　両親学級（協働）に要する経費のところで伺います。

両親学級のこの内容について、今年度の9月の補正予算のときには大きな変更はないというふうにおっしゃっていた議事録が残ってはいるんですけれども、こちらについて、改めて教えていただけたらと思います。

○坂本子育て相談室長　こちら、両親学級につきましては、妊娠、出産、乳幼児期の健康など、育児に関する知識の習得や母子保健サービスの情報提供を行い、妊娠や育児の不安の軽減を図り、地域での仲間づくりを促すことを目的に、専門職による各種の講座や交流会などを実施してございます。

現在まで、令和6年度までは、両親学級につきましては、3クラスに分かれての講座等を実施しており

ます。また、交流会に関しましては、多胎児向けの交流会も実施してございます。

こちらにつきましては、内容については大きな変更は加えませんが、開催方法については、より内容を再編しまして、新たなクラス分けをしまして、また、回数も少し増やしたりとか、また、今回、協働事業でやることのメリットの一つでございますけれども、これまで主に土曜日の午前中だけ実施したものを、平日の夜間や日曜日でも実施するような構成内容となっております。

基本的なそこで実施する内容に関しては、グループ分けの再編はしましたけれども、内容に関して大きな変更がないというところでございます。

○松岡委員 詳しく御説明ありがとうございました。曜日とか時間とかに変更はあるが、内容には大きく変わりはないということでした。

以前に提案型協働事業といって、3年間、令和5年度まで行われていたものがあつたと思いますけれども、昨年のちょうど今のこの予算特別委員会の際に、この協働事業の講座などが、子育て相談室で実施されているもの、そういった両親学級に関してのことだと思ふんですけども、こちらと重なるところもあり、整理して今後につなげていきたいというふうにはおっしゃって、議事録として残ってはいるんですけども、このあたりはどのように整理されたか教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 これまで、令和5年度まで実施しておりました提案型協働事業、この中では新たなニーズ、例えば、外国籍、または外国にルーツのある子育て家庭がある方とか、また子育てに関して、なかなか課題がある、悩みを抱えている家庭があるということ把握しました。

今回の令和7年度からに関しましては、交流会に関しては多胎児だけではなく、外国籍及び外国にルーツのある子育て家庭や、その他、こちらまた今後検討していくんですけども、そういった交流会など、いわゆる令和5年度までの実績を踏まえた内容を反映させた内容で、今回、令和7年度で交流会を実施していきたいというふう考えております。

○松岡委員 交流会の内容として、新しいニーズを捉えていただいて、変更して、令和7年度は開催されていくということでした。

これもまた検討するということでもありましたけれども、これまでの提案型協働事業では鍼灸師であったり、専門職の方や、多職種による妊産婦のケアであったり、みんなで子育てするということをしていただいていたいて、好評だったと思っております。また、去年の予算のときにでも、そちらは大きな効果を上げられたというふうに市役所の皆さんも考えられているということを確認もしていますので、今後も地域のリソースも含めて、協働事業をしていただくといいので、妊産婦に寄り添っていただきたいと思っております。

その多職種によるということも、とても重要な視点だと思いますので、こちらについてもこんな視点も持って、今後も進めたいと思ふんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長 令和5年度まで実施した提案型協働事業と同じ事業者が、今回、令和7年度以降も受託をしてございます。

令和5年度までの提案型協働事業で、様々な職種の方が参加されたということで、今回、令和7年度以降についても、事業者と意見交換、調整しながら、そういった令和5年度にやってきた内容についても意識して、令和7年度も実施してまいりたいと考えております。

○丸山委員長 それでは、このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 進めます。

123、124ページ。

○皆川委員 前のページからあります多文化共生推進に要する経費のところ、124ページでは18の負担金補助及び交付金のところでお聞きしたいと思います。

この金額に関しましては、昨年同様の金額でありまして、資料第2号のところでは団体補助金ということで一覧表があります。金額の変わらないところは、そちらの当該団体からの申出がないところは同じ金額なんだということでも、前段で説明があったところです。

ただ、多文化共生推進の全体の予算額からすれば、本当に7割強が国際協会補助金ということになっているわけなんですけれども、これ実際、団体のほうから、この補助金に関して、もしくは様々日常的にコミュニケーションを取っていると思いますけれども、現状に関してのお話があったのかどうか、その辺のところを、まずお聞かせください。

○平原人権平和課長 国際協会とは、少なくともこの12月までは同じひかりプラザの建物で御一緒しておりましたので、日常的な意思疎通というのは図ってきているところでございます。また、1月以降も同様な形で、可能な限り意思疎通を図っているところでございます。

団体のほうから、補助金の申請等に当たりまして御要望はいただいているところでございます。令和3年になりますけれども、一旦、国際協会とのいわゆる事業仕分といいたいまいしょうか、そういったものを実施している中で、一定の整理をさせていただいた中で、今のようなスタイルとしております。一部については委託ということで事業のほうを行っていただいているところでございます。

引き続き御要望、それから意見交換をさせていただいている中で、来年度以降も、また社会情勢等の変化も当然ございますので、そういった団体の要望等も踏まえながら、補助金、それから委託のほうの関係も含めまして、総合的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○皆川委員 ありがとうございます。現状に関しては協会のほうとも日常的にコミュニケーションといたしますか、共有していらっしゃるということでは承知いたしました。

今おっしゃったように、令和3年の時点ですから、それまで補助金の中に委託費だったり、様々混在していたものを、きちんと整理したということは、その当時から議論しまして、その辺が整理された中で、今日に至っているというところは理解した上でのことです。

今、外国人の方が3,200人、まさにこの国際協会というか、立ち上がった時点に比べると、もうはるかに本当に多い人数になっています。市としても多文化共生って掲げていますし、国分寺市総合ビジョンにもあることは承知しているところです。国際協会のほうでも自ら、自分たちの中でも課題は何なのかということも話し合っているというところもありますし、事業に関しても、一覧表で整理されて、議論しているということもございますので、本当に市としてはどういうふうに支援するのか、協働でやっていくのか、そこはぜひ引き続き今後もやっていただきたいと思います。

今までやっていた国際交流フェスタも、国際協会だけではできないから、市と共催という形でやっていますので、今後もそういうことも必要じゃないかなと思っていますが、その点について、まずいかがでしょうか。

○平原人権平和課長 今後につきましても、協会と連絡を密に取りながら、事業の進め方、国際協会は、市の様々な国際交流の関係の事業を進める上で大変大事な団体でございますので、そちらを大事にしながら進めてまいりたいと思います。

それから、今、御紹介ありました国際交流フェスタの関係で、令和6年度に共催でさせていただきました。非常に好評だというふうなところで考えておりますので、今後も、団体の意向もありますけども、共催を含めた様々な形での連携を考えたいというふうには思っております。

○皆川委員　　よろしく申し上げます。任意団体ということで、様々な契約行為も、多分、会長さんの個人の名前で契約しているということになると思うんです、現実にはね。そう考えると、法人ということも、将来的には視野に入れる必要もあるのかなというふうには思います。それについては特にコメントはいただきません。

人権平和課がひかりプラザからこちらに移行してきたということで、今後、物理的に離れていますけど、ぜひ協会とは情報共有なさっていただきたいと思います。

人権平和課という意味では、もうページは終わったんですけど、本当に去年まで、いろいろ幹事市を2つやっていたんですよ。セクシュアルマイノリティの部分ですとか、人権のメッセージの部分ですが、それを2つお仕事されたということではお疲れさまでしたという、私なりのねぎらいの言葉を申し上げまして、終わりたいと思います。

以上です。

○丸山委員長　　そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　　続けます。

125、126ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　　127、128ページ。

○はぎの委員　　私のほうからは、防犯に要する経費のところでは2点ありまして、まず、住まいの防犯用品購入費補助金の部分でございます。個別説明票の通し番号45番になります。

今回、こういった形で、市独自の取組ということで、昨年のニュースでも全国放送になりましたけれども、そういった強盗致傷事件に伴って、様々な不安を抱えていらっしゃる市民の方々の御要望にお応えする形で、こういった形で即座に対応していただき、感謝申し上げます。会派としても予算要望させていただいておりましたし、私も昨年、一般質問で取り上げさせていただきました。

そこで先月の代表質問でも久保議員のほうから確認させていただきましたけれども、そのときには、まだ都のほうからの詳しい情報がなかったということなので確認はできなかったということで、改めてになりますが、都のほうでは、防犯カメラ等の防犯機器導入を支援するためということで、都の補助が2万円、そして個人負担2万円ということでした。そして今回、市のほうとしては1万円ということで設定いただいております。1,000人分という考え方かと思います。都のほうの考えとしては、市区町村での上乗せ可能というようなところでありました。

そこで確認したいのは、都のほうは防犯機器の導入ということでありまして。そして本市におけるものは住まいの防犯用品というところで、かぶる部分と、もしかすると、かぶらない部分が出てくるかもしれない。そういったすみ分けと、実際一本化して、上乗せする場合の、そういった現状をどのように、今、調整されているか、確認させてください。

○木村防災安全課長　　まず、こちらの東京都と国分寺市の状況の違いですけれども、これについては対象としているところについては、住まいといった点では一致しております。また侵入等といった点でも一致

しております。他者の侵入を防ぐための必要な物品、機器の購入等ということで、これは東京都も国分寺市も同じ状況です。

ただ、今、本市のほうで考えているものにつきましては、これに加えて迷惑電話防止機能付電話機の補助についても、このメニューの中に加えていきたいというふうに考えているところです。

また、現状、東京都のほうから、まだ最終的な要綱の決定したものが出ていない状況でございますので、まだ市として、これに対して、どういうふうに絡めていくのかといったことについては検討しているという状況でございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

現状の分かるところでお示しいただきましたので、確認できました。引き続き準備のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、情報配信業務委託料も確認したいのですが、引き続き質疑してよろしいですか。

○丸山委員長 どうぞ。

○はぎの委員 ありがとうございます。

これは国分寺市生活安全・安心メールでの係るところであるかと思えます。事務報告書等も確認して、令和6年3月末では2万2,041人の登録者がいるというところがございますけれども、最新の市が把握しているところの人数を、まず確認させてください。

○木村防災安全課長 現状、約2万2,600件でございます。

○はぎの委員 ありがとうございます。2万2,600件くらいということで、この数年の推移も確認しておりますけれども、ここ数年は微増となっているのかなと感じているところであります。プッシュ型でいけるこの安全・安心メールは大変重要な存在であると考えておりますし、もちろん小金井警察署所管内のそういった情報もしっかりと取れるということで、私としてはさらに登録者数が増えてほしいなというところであります。

その上で、当然ガラケーでも受信できるということで、そういったメリットもあるということで、これまでの課長答弁の中でも確認させていただいております。このガラケー、3G回線の終了とともに、今は新たな4G対応のフィーチャーフォンとかいろいろできてきておりますけれども、これがかなり影響しているのではないかなと個人的には分析しております。例えばauであれば2022年3月末で終了していて、ソフトバンクは昨年終了したと。まだドコモは続いておりますけれども来年の3月末で終了ということで、そうするとiモードのメールアドレスがそのまま引き継げなくて、特殊な契約をすることによって使えるんですけども、そのタイミングによって登録が減ってしまう可能性もなきにしもあらずということで、そういった影響もあるのではないかなと考えておりますけれども、その辺を担当課としてはどのように捉えられているか、確認させてください。

○木村防災安全課長 確かに登録できる状況が減ってしまう可能性はあろうかと思えます。なかなか市で把握できないところもありますので、その方が新しくスマートフォンに買い換えた、また使える機器に買い換えたときにしっかり登録していただけるように、引き続き周知を行っていきたいと考えております。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。私の父もそうでしたけれども、どうしてもスマートフォンは使いづらいということで死ぬまでずっとガラケーを使っていたわけで、最後だけ一瞬、簡単スマホに切り替えましたが、高齢者になるとなかなかガラケー、フィーチャーフォンからスマホに移行するのが難しい方もおりますし、一番そういった情報が取りづらい方に対しての配慮は必要だと思いま

すので、今、課長からは周知徹底していただけるということですので、その辺は今まで以上の細かい丁寧な対応をお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○寺嶋委員 防犯に要する経費の部分で、つきまとい防止パトロール隊業務委託料に関しての質疑です。こちらはほぼ昨年と予算は変わっていない状況かと思いますが、こちらに関して実施する内容は本年度と大きく変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○木村防災安全課長 令和6年度と令和7年度は、内容については同じものを考えております。

○寺嶋委員 かしこまりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。最近また国分寺駅で、つきまとい防止パトロールによっていつときは減ったと思われる若い女性に声をかけることを職業にされている方々が増え始めたなということを正直感じているところでして、こういったつきまとい防止パトロールをすることによってかなり効果はあったと思いますし、今も出ていると思います。コロナ禍が落ち着いてそういった部分がまた活発化している可能性がありますので、ぜひともこの部分は注視して、引き続きよろしくお願いいたしますとお伝えさせていただきます。

以上です。

○丸山委員長 このページでほかにはよろしいですか。
(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、128ページまで終了します。
129、130ページ。
(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 131、132ページ。
(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 133、134ページ。
(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 135、136ページ。

○皆川委員 136ページ、戸籍事務に要する経費でお尋ねいたします。総務委員会でも報告があったところで、いよいよ令和7年から本格実施、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるということで、今、準備をしているところになるかと思えます。これに関して、まず、準備状況はどうか、その点をお聞かせください。

○桑田市民課長 現在、通知発送についての準備といたしましては、通知を発送するための委託会社との契約は4月に入ってからになるんですけども、現在戸籍システムを運営しているシステム会社と調整して、こちらから通知発送できるよう準備を進めているところでございます。

○皆川委員 個別説明票の通し番号48番になります。事務報告書では戸籍事務ということで本籍数が3万8,427で、本籍人口が9万4,912人ということなんですけども、令和7年度に関しても大体このくらいの方の人数の方に通知されるということになるかと思えます。これは、世帯の場合はもちろん世帯主への発送になりますよね、一人一人ではないかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○桑田市民課長 戸籍の場合は基本的に筆頭者を中心に通知するようになるんですけども、同じ戸籍でも、戸籍の附票というの管理しておりますので、この附票について同住所の方は1つの通知で発送すると、別住所になっている方はその方に通知するという方向で動いております。

○皆川委員 分かりました。なかなか複雑なところもあるようです。これに関しては、他市のホームペー

ジを見ましたら、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるということが結構しっかり掲載されているところがあって、それまでの流れということもホームページに掲載されているところがあるんです。国分寺市を見ますと特にそういう広報というのがないので、私は、それは必要じゃないかなという趣旨で質疑しているんです。準備は大変かと思いますが、必要じゃないかと思います。

これは、国分寺市、市区町村の職権で通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されるというものです。ということは、御担当される方が万が一間違った振り仮名にしてしまうと大変なことですし、令和7年5月26日から、これは他市のホームページから拾ったんですが、1年以内に限り氏名の振り仮名の届出ができるということもあります。そのような形で認められない振り仮名というのも書いてあったり、これをやることによるメリット、デメリットというのもホームページに掲載されていました。私は、ぜひ国分寺市でも市民に対してこういう広報、PRが必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○桑田市民課長　市民の方への周知というのは、御指摘のとおり必要だと考えております。現在、市報への掲載を考えておまして、こちらは5月に入ってから掲載しようと思っております。ホームページのほうも、まだ準備はできていないんですけどもなるべく早い段階で周知を図っていきたくて考えております。市町村独自の事務というよりは法定受託事務なので、なるべく法務省に沿って周知をしていきたいと考えております。

○皆川委員　ぜひ、積極的に様々な形でやっていただくのがいいと私は思っております。作業としては職員がやるわけですので、本当に一たび市側が名前の振り仮名を間違ってしまったら大変なことになりますし、市民の方も、自分に送られてきた封書を開けない方もいらっしゃるかもしれないんです。万が一そのままにして、後年に間違いに気がつくというようなことがあったら大変だと思いますので、ぜひ情報提供また広報ということでは、やれるところは前倒しにやっていただきたいと思います。一言いただいて終わりたいと思います。

○桑田市民課長　おっしゃるとおり、通知した振り仮名が御本人が認識しているものと同一であれば、仮に届出をされなかったとしても、そのまま1年後には戸籍に記載される流れとなっております。今、皆川委員がおっしゃったとおり、お送りした通知の内容が御本人の認識と違う場合は届け出ていただく必要がございますので、そういった点も考えますと周知を徹底していきたいと考えております。

○木村委員　今の皆川委員の関連は、皆川委員も冒頭でおっしゃっていましたが、以前の総務委員会で、今、皆川委員がおっしゃった懸念とか、周知を速やかにすべきだということは、そのときの総務委員会で私が言っているんです。例えばホームページの部分なんかも、今の御答弁だと準備はできていませんと、ただ速やかにやりますという御答弁だったんですけど、その必要性の認識も担当として御表明があって、あれはいつでしたか、半年くらい前ですか、その総務委員会の時点でそれとほぼ同じ趣旨の発言で対応を求めていますよ。じゃあ、この間は、そのときの総務委員会でのやり取りを踏まえてどういう認識でこの件に当たってきたのか。あるいは、木村に言われたんだったら取りあえずほっといてもいいかと、でも予算特別委員会で皆川委員に言われたら、これはやらなきゃということでの今の答弁なのか。いや、そうじゃないんだったら、当時の総務委員会の時点で動いてれば、ホームページの準備が全くできていませんなんていう今の答弁になるわけがないですよ、その後段では「速やかに」とまで言っているんだから。そこはそごを来しているんじゃないですか、いかがですか。

○桑田市民課長　御指摘のとおりで、申し訳ございません。なかなか準備が追いついていないというところは、言い訳になってしまうんですけどもございます。一点、9月に御報告したときと流れが変わってい

るところもございまして、9月に御報告したときは必ず戸籍の通知が届いたら届け出てくださいというような方針だったんですけども、最近になりまして法務省のほうでは、市町村の負担軽減等もございまして、通知に記載されている内容が間違いないということであれば届出は不要だという方向をなるべく打ち出していきたいというようなことで方針が変更になっております。そういったようなこともございまして、言い訳にはなってしまうんですけども、まだホームページ等で周知ができていないという状況です。なので、御指摘は踏まえまして、なるべく早い段階でしていきたいということを考えております。

○木村委員　今の御答弁だと、国、法務省のほうも考え方が新たに出てきたり、追加されたり、変更したりという部分はあるようですけども、でも、それを見て最終確定を待っていたら、多分ぎりぎりになりますよね。市報は月2回しか発行されていないのでなかなか難しいかもしれませんが、逆に言えばホームページはその都度、新しい情報が国から来たらこのページで更新情報を出しますので随時チェックしてくださいというような一言を加えて、その時点の最新情報を載せる必要があるんじゃないでしょうか。だから、その辺も今の御答弁は言い訳になっていなくて、今の御答弁が正しいとすれば、最終確定の制度設計の発表が国からない限りは、市は広報しないということになっちゃいますよ。この半年間はそういう国の動向を見て、国の言っていることもちょっとずつ変わっているんで身動きが取れませんでしたということでしょう。そしたら、今後もぎりぎりまで身動きが取れませんよ。今、私が申し上げたように、随時更新情報は公表しますという注釈つきで、そのときの最新情報として速やかに載せるのか、確定版を待つのか、どっちの方針に立っているんですか。

○桑田市民課長　御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、法務省の見解は変わってきているということはございますが、周知という点で考えますと早急に掲載したいと思います。そのときには法務省のリンクを張るなりして、情報を随時確認していただけるようにしていきたいと考えております。

○木村委員　これで終わりますけど、もう半年たっている話なので、めどとしては、課長が言うところの速やかにというのは大体どのぐらいなのでしょう。戸籍に振り仮名がつくということはまだ知らない市民の方も大勢いらっしゃると思います。そういう意味では早ければ早いほうがいいと思ってもう既に半年前に言ったんだけどもまだということなので、時期を示していただいて、それを聞いたら終わります。

○桑田市民課長　なるべく早めということで、今月中には必ず載せたいと思っております。

○丸山委員長　よろしいですか。

ほかにこのページでございますか。

(「なし」と発言する者あり)

それでは、次に137、138ページ。

○森田委員　私からは、その他市民課事務に要する経費でお伺いいたします。ここでは、庁舎1階の市民課窓口の業務についてお伺いいたします。1月6日から業務が開始されまして、新しい環境の中で日々業務に取り組んでくださっていることを心から感謝申し上げます。委員会でもちょっとお聞きしたんですけども、1月6日は非常に混雑されまして、そこから2か月たちまして、現状の市民課窓口の状況について、まずはお知らせください。

○桑田市民課長　新庁舎に移転いたしまして、1月6日からワンストップ窓口というのを開始いたしました。今の委員の御指摘のとおり、1月6日は9連休明けだったり、あとは基幹系システムの入替え等もございまして、来庁者数が多いことに加えて我々市職員もシステムに慣れていないということもございまして、長時間お待たせしてしまったことがございました。これは大変申し訳なく思っております。現在は

2か月近くたちましたのである程度システムにも慣れましたし、窓口の案内、番号発券機等にも慣れてきているところがございます。

先ほどあった1月6日の混雑を考えまして、一旦ワンストップサービスは停止させていただきました。しかし、落ち着いてきたところもございまして、1月22日からはワンストップサービスを開始しているところがございます。今後は繁忙期等もございまして、混雑に対応するために現在どのような対策を行っているかといいますと、1階フロアに在席しております関連各課に御協力いただきまして、市民課が行っているフロアマネジャーの応援についていただいております。こちらは課税課、納税課、経済課、協働コミュニティ課、文化振興課、スポーツ振興課からの職員の応援をいただきまして運営しているところがございます。そこで市民課のフロアマネジャーが中の処理に対応いたしまして、なるべく混雑緩和に努めているところがございます。

そのほかにも、マイナンバーカードをお持ちの方が来庁した場合は、確認の上、コンビニ交付を御案内したり、それから、お時間に余裕がある場合だと混雑時には国立駅前市民サービスコーナー、c o c o b u n j i 市民サービスコーナーを御案内するというも行っております。さらに、国立駅前市民サービスコーナーから職員を1名、混雑時に応援派遣をしまして、中の処理の対応をしているところがございます。現在はワンストップサービスも稼働しております、来庁者数の問題もあるのかもしれませんが、安定した窓口運営を続けているところがございます。

○森田委員　ありがとうございます。人員とかを拡充していただいて待ち時間を短くするような手はずも整えられていることを確認させていただきました。また、ほかの市民サービスコーナーへの誘導といった周知にも取り組んでいってください。今、人員の増強をしていただいたと御答弁いただいたんですけども、かなり尽力していただいているところなんですけれども、今後繁忙期を迎えて、その後に課題等が見えてくると思われます。その中で繁忙期、閑散期にどれぐらい人員が必要なのかという人員の測定や、例えば作業時間がどれぐらいかかるのかなといった作業の効果測定をしてどこで作業が滞ってしまうのか、そのボトルネックをきちんと把握していただくようなことをぜひ進めていただきたいと思いますけれども、一言お願いいたします。

○桑田市民課長　人員のところでは申し上げますと、令和7年度予算で月額会計年度任用職員の方を3名増員予定でございます。それから、細かいところなんですけれども、庁舎の待合の椅子の配置を若干変えたりしまして、証明書発行だけの方の場合は、広いので離れた所に座られてしまいますと会計窓口まで歩く時間等もありますので、なるべく会計窓口の近くに椅子を配置したり、そのような形でもいろいろ試行錯誤しながらやっていっているところです。

おっしゃるとおり、実際どこに時間がかかってしまっているのか等も研究しなければいけないと思っております。まだ開始して2か月というところで、なかなかこれという解決策は見つかってはいないんですけども、今後よりよいサービスを続けていくためにワンストップサービスのほうも研究してまいりたいと考えております。

○丸山委員長　課長、今、森田委員からは効果測定をするべきではないかといった向きの御質疑だったかなと思うので、その辺のアウトプットがどういった状況になっているのかというのを測定するお考えが今後あるのかどうか、その点について問われていると思いますので、その点について答弁をお願いします。

○桑田市民課長　なかなか効果測定ということでの分析は難しいかもしれないんですが、ただ、現在行っている事務の流れ等を一旦見直してみて、少しでも時間短縮になるんじゃないかということは検討してい

きたいと考えております。

○森田委員　新しい環境の中で働き方とかも変わってきますので、しっかりと環境を分析していただきまして、まずは現状、皆様が非常に尽力していただいていることは御理解させていただいておりますので、市民サービス向上のためにも効果測定等を取り入れて業務を進めていってください。

以上になります。

○及川委員　書かない窓口というのを実施していないと聞いておりますが、理由は何でしょうか。

○桑田市民課長　1月6日の開庁日初日から書かない窓口を導入という形でスタートしたんですけれども、こちらのほうは本人確認書類の読み込みが安定していない状況もございまして、それでなかなか使いにくいというところが若干ありました。ただ、書かない窓口の部分は、転入届のときに転出証明書を読み込ませる、スキャンするという機能もございまして、そちらのほうは一定程度使っているという状況でございます。

○及川委員　初日はいろいろ混乱したということで分かりましたけど、これから繁忙期にもなるので、もう今入っているか分かりませんが、当面は再開しないというか、今言われた転入届はやっていらっしゃるけど、本人確認がなかなか取れない、時間がかかるということでシステムの問題じゃないかと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○桑田市民課長　人間の問題というよりは、ある程度システムの部分も大きいかとは思いますが。同じようなシステムを使っているところと情報共有しているところとございまして、なかなか同じような悩みを抱えているというような話でございます。

○及川委員　国分寺市だけじゃなくて、ほかのところでもあまりうまくいっていない感じなので、システム改修をするのか、これから結構書かない窓口を始めるところも多いようなので、そこら辺は共通の課題だと思いますので、市ができることは限られているかと思いますが、今後の方針についてだけ伺って終わります。（「委員長、議事進行」と発言する者あり）

○丸山委員長　木島委員。

○木島委員　私、最後に今の森田委員の質疑の関連で質疑しようと思ったんですけど、恐らく及川委員が言われている案件は120ページの課題なのかなというか、行政手続のオンライン化に関わる予算がここに計上されていて、国分寺市にとって令和7年度は本当に重要な年で、単に市役所が新しく移転したからというわけではないんですけども、いわゆる行かない市役所、書かない市役所ということで記者会見の資料にもかなり大きな政策として位置づけられて、窓口のオンライン化というか、システムの課題というのが浮き彫りになっていて、バックヤードの関連もあるので、市民課長も言われていた見直しという部分では、ずっとこれまで言ってきたBPRというか、業務の棚卸しというのは本当にやっておいていただかないといけないというか、そこで抽出されたことを解決するためにデジタル化と併せて連動してやっていくという理解だったので、なので、私は今、議事進行で手を挙げたので、デジタル化関係からも一定の答弁をいただいで、予算書上はもう取り過ぎちゃっているんですけども委員長に御配慮いただいで、分かりやすく答弁をまとめていただいたほうがいいのかと、市民課とデジタル行政推進室が関連している質疑になっていると思うので。

○丸山委員長　分かりました。今、木島委員から御指摘いただいたとおり、確かにシステムそのものについては120ページが該当箇所かと思うんですが、今、森田委員、また及川委員からいただいた市民サービス、窓口サービスの効率化というところの文脈の中で、システムの今後の改修であったり改善というもの

が不可分であるということですので、この場所でその点も扱えると委員長としても判断いたします。

その上で、市民課側から回答いただくのか、またはシステムというところでデジタル関連で答弁いただくのかというのは行政側のほうで一定調整していただければと思うんですけども、もし時間が必要なのであればその旨を言ってください。

○沢柳政策部長 システム、デジタルの部分と関連するということの中で、市民課とすり合わせの時間を少しいただければと思います。お取り計らいをお願いします。

○丸山委員長 では、これに関連する部分については一旦保留として、後ほど、答弁いただいた後に続きを行いたいと思います。

それ以外でこのページで質疑のある方。

○寺嶋委員 個人番号カードの部分で質疑させてください。マイナンバーカードの更新時期があると、個別説明票の通し番号49番に記載いただいております。ここに書いてある10年を経過して更新する、そして5年経過して電子証明書の更新時期に当たる人たちが大体どれぐらいいるのかという部分は把握されておりますでしょうか、もし分かりましたら教えていただきたいです。

○桑田市民課長 申し訳ございません、具体的にどれぐらいいるかという数字は持ち合わせておりません。

○寺嶋委員 これは市のほうで把握するのが難しいという認識でよろしいでしょうか。国のほうで把握することで、市では難しいという認識でよろしいでしょうか。

○桑田市民課長 電子証明書の更新が近づきますと、J-LISから対象の方に3か月前ぐらいに通知が行くようになっておりますので、直接市が送っているというわけではないので、なかなか数の把握というのは難しいという現状でございます。

○寺嶋委員 かしこまりました。となると、具体的にどれぐらいの人が更新するか分からないけれど、一定数の人員をしっかり確保しておかないとまずいということで、大体のイメージで今回、特に時間額会計年度任用職員の方を確保しているという認識であっておりますか、うなずいていらっしゃるのでしょうか。これは本当にどうなるか分からない、思ったよりも国分寺市は更新者が少ないパターンもあれば、思ったよりも多いパターンもあると思います。その部分を適宜見極めながら柔軟にこの1年間対応していくということは可能でしょうか。

○桑田市民課長 個人番号カードの時間額会計年度任用職員の方につきましては、電子証明書の更新の対応もごさいますが、まだカードを作っていない方もいらっしゃいます。そういった方が予約なりして来庁したときの対応というのもごさいますので、マイナンバーカードについての事務作業について、時間額会計年度任用職員の方をお願いしている状況でございます。

○寺嶋委員 分かりました。では、ここから更新が始まっていって、どれぐらいの人数が実際に更新に来られるのかと、その更新作業はどのくらいかかるのかは、この1年間しっかりと定量的な調査を行って、さらなる次の年度以降に生かせるような対応していくよう、ここでお願いだけさせていただきます。

以上です。

○丸山委員長 寺嶋委員が先ほどおっしゃっていたのは、更新等で多くいらっしゃった場合には柔軟に人員を含めて考えていくのかという向きの御質疑だったのかなと思うんですけど、そうであれば、その旨でどのように考えているのかというのは答弁を求めることもできるかなと思うんですが。先ほど来の御答弁の中で、正確に市のほうで更新がどれくらい来るのかは分からないというのが最初の御答弁であったと。一方で、寺嶋委員のお見込みとしては、今後そういった更新が一定人数以上いるんじゃないかということ

で、それで仮にその業務が多忙になった場合に人数的な補充等を考えていくのかといった御質疑だったかなと委員長として整理しますので、その旨で答弁をいただけますか。

○桑田市民課長 委員長に整理していただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおりで、もし今、配置を予定している人数を超えるような更新作業がございましたら、補正予算等でもまた時間額会計年度任用職員の方を増員する等も考えていきたいと思っております。

○寺嶋委員 ありがとうございます。そして、委員長、整理をありがとうございます。

かしこまりました。本当にここの部分は、特にマイナンバーカードは非常に利便性がある反面、更新であつたりとかいろいろな部分で手間が取られて使いにくいような意識を持ってしまう方々もいらつしやるので、ぜひともここの部分をスムーズにやりながら、次年度以降にも同じようなことが起きると思うので、しっかりとそこの定量的なデータを取って次の年度以降に生かして行ってください。

○丸山委員長 このページでほかになれば保留分を残して進みますが、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 では、保留を残し、138ページまで終了といたします。

続いて、139、140ページ。

○はぎの委員 私からは恋ヶ窪市民サービスコーナーに要する経費で、簡単に一点だけ確認させてください。個別説明票ですと9ページの通し番号50番になります。旧庁舎の近隣住民に対する市民サービス維持ということで、今回こういった形で進めていただけることを感謝申し上げます。一昨年、昨年と私のところにも近隣住民の方から、旧庁舎と呼ばせていただきますけど、そこがなくなったらどうなるんですかというお声を複数いただいたところでもあります。そこで今回、時間額会計年度任用職員の報酬を見ますと、国立駅前市民サービスコーナーよりは多く、c o c o b u n j i市民サービスコーナーよりも少ないということでもあります。その辺は人員配置の想定等でこういうような形になったと思いますので、今申し上げた2つの市民サービスコーナーと基本同じサービスが受けられるという認識でよいのかどうか、差があればその差も教えていただきたいということと、そういった規模の部分も、6月からどのような形になるのか確認させてください。

○桑田市民課長 まず、恋ヶ窪市民サービスコーナーの開庁時間から申し上げますと、現在あるc o c o b u n j iと国立駅前は8時半から19時まで開庁しております。恋ヶ窪市民サービスコーナーにつきましては8時半から17時までという開庁時間になっております。そこがまず違う点でございます。

それから、取扱業務につきましては、恋ヶ窪市民サービスコーナーでは図書の受渡しをやってございません。こちらは近隣に恋ヶ窪図書館がございますのでその事務は行わないことといたしました。それから、ごみ袋の販売も恋ヶ窪市民サービスコーナーでは行いません。こちらは第6庁舎の向かい側にともしび工房がございまして、そちらでごみ袋の販売をしているので行わないと決断いたしました。

さらにマイナンバーカードの交付関連、電子証明書の更新等も行わない状況でございます。こちらはスペース的な問題がございまして、マイナンバーカードの更新、交付等につきましては、御本人に暗証番号等を入力していただく作業がございまして、こちらのスペースが取れないということがございまして、これは行わないことと考えております。

人員配置につきましては、開庁時間の問題もございまして、人数がほかのサービスコーナーとは違います。今、恋ヶ窪市民サービスコーナーで人員配置を予定しておりますのは正規職員が1名、それから月額会計年度任用職員が2名、それで常時5時間ずつの勤務の時間額会計年度任用職員が1名ずつというこ

とで、常に最低3人はいるような形で運営したいと考えてございます。

○はぎの委員 サービスの差の部分と、また人員配置の件も丁寧に御説明いただきまして、理解いたしまして、ありがとうございます。

今、ごみ袋の販売、または図書の受渡しとか開庁時間についても差があるということで、マイナンバーの件もそうですけれども、様々整理させていただきました。近隣住民のみならず、例えば恋ヶ窪市民サービスコーナーができたから、そこでもできるという認識でおられる方が6月以降増えてきたときに、今申しあげたできないサービスがあったときに、二度手間でもた別の所へ行かなきゃいけないといったことを防いでいただけるように、事前にそういったところも周知を徹底していただくことをお願い申し上げまして終わりたいと思います。

以上です。

○丸山委員長 このページでほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、140ページまで終了といたします。

続いて、141、142ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 143、144ページ。

○及川委員 個別説明票の通し番号52番で、予算書144ページ、参議院議員選挙に要する経費です。個別説明票の中にある掲示区画数というのが、令和4年度が36区画だったのが令和7年度は70区画ということで、箇所は139か所なんですけど、これはどういったことになるんでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 参議院議員選挙につきましては、昨年の東京都知事選挙でもございましたが、ある政治団体の特定の団体が複数擁立したということで、都知事選挙につきましては区画数が不足して実際に貼れない候補者がいたという問題がございます。今回、東京都選挙管理委員会から、区画数については70面というところで指示がございまして、その見積りをということで、今回の参議院選挙については70面にしたというところでございます。

○及川委員 私もすごい驚きまして、確かに都知事選挙のときにすごい候補者がたくさんいて、最終的に場所がなくてクリアファイルでやられて、すごい大変だったんですけど、今回70区画にされるということでかなり大きくなるわけです。それで、あのときも結構上のほうに貼るのが大変だったんですけど、場所的には同じ箇所ということなんですけど、確保できるということでよろしいんでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 今回の区画の仕様につきましては5段掛ける14列というところで、5段だと高いところは脚立がないと貼れないというところがございますけども、ただ実際5段でも14列で幅が大体約6メートル50センチということで、それを4段にすると8メートルぐらいになってしまうということで、なかなか選挙管理委員会でも苦慮しているところでございます。実際に5段にした中でポスター掲示場の現状を確認したところ、2か所ぐらい貼れないという状況がございますので、今後、実際どこに設置するかというところについては、早めにそういった手配をしたいと考えてございます。

○及川委員 分かりました。東京都からということなので、市ではちょっとあれかと思いますが、貼るほうのことも考えていただいて、ただ2か所以外はみんな設置できるそうなので、体を鍛えて、私も上のほうに貼れるように頑張ります。終わります。

○木村委員 私もちょっと関連するので、関連の角度が違うかもしれませんが私のほうから。参議院議

員選挙の投票日は7月20日がいいのですか、まだ決まっていないんですね。7月20日を軸に検討しているようではありますけども、そうすると、前段の東京都議会議員選挙と市長選挙は6月22日が投票ということで、もし仮に参議院選挙が7月20日投票になると、公示日が7月3日になるのかな、17日間なので。そうすると、その間というのは僅か10日ほどしか間が空かないんです。それだけ大きな看板を後段の参議院選挙で設置を予定する場合に、都議選と市長選挙との間が10日ほどしかない場合に、これは一括でできないんですか。例えば立川市で以前見たことがありますけども、非常に近い選挙で両方の選挙で使っていたことがあって、そういったことはできないのかどうか。多分、都議選と市長選挙の候補者数の想定から考えれば70ということはあるでしょうし、民地をお借りする場合も多々あると思うんですけども、僅か10日の間に前のやつを撤去してまた新たなということよりも、そういう立川市の事例も見聞きしていますので、そういうように一括はできないのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 参議院選挙につきましては、今、通常国会を行っておりますけども、このまま会期に延長がなければ、自動的に法の規定によりまして7月20日に投票になるというような状況でございます。今、委員がおっしゃったように、選挙管理委員会としまして7月20日想定ですと7月3日に公示を迎えるわけでありまして。実際に都議選と市長選が終わって、もうほとんど10日ぐらいですぐ公示を迎えるということで、今、選挙管理委員会では、試案でありますけども、先に参議院選挙の板面を設置して、その上から白いシール状のものを貼って、そこに都議、市長、もしかしたら市議の補欠選挙もあるかもしれないですけども、そういった掲示区画を上から貼って、都議選、市長選が終わった後にそれをきれいに除去して参議院選挙の板面にするというようなことも今検討してございますので、今後仕様書については、そういった方向で進めていくように検討してまいりたいと考えてございます。

○木村委員 もうすぐ黙祷の時間ですね。

では、これで終わりますけども、そうすると、次のページにまたいでしまうんですが、それぞれ都議選と市長選挙にもポスター掲示場設置等委託料が別途載っていますけども、これが案分の形で載せられているのか分かりませんが、考え方としては一括して、多分撤去も今までの選挙なんかを見ていると、日曜日投票でも水曜日、木曜日になってようやく撤去が完了している場面も結構よく見えていますし、その後にもまた新しいものをといたら、逆にそれを付け替えては間に合わなくなる可能性も一方では事務的には出てくる危惧もちょっとあるのかなと思いましたので、考え方はよく分かりましたので、私はこれで終わります。

○丸山委員長 それでは、ここで一定時間がたちましたのと、本日は東日本大震災の発生の日でありますので、犠牲になられた方々に対する黙祷を行うため、暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

午後2時56分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほどは144ページの途中で休憩を挟みましたので、こちらの続きから進めたいと思います。

○だて委員 先ほどの及川委員の選挙のところで関連して伺います。公営掲示板の扱いについては、昨今の状況というのは、私もこの世界に長くおりますが本当にいかんともしがたい状況だなというように思っております。今回、そういった形で5段ということで非常に大きくなるということではありますが、区画の番号の付番の配置というのは、その時々状況にもよるのかもしれないのですが右上から始まったりとか、

場所によってはランダムになっていたりとか、この間の都知事選のときは中段ぐらいから始まっていたという感じもするんですけど、あれは何かルールがあって決められているのか、また今回の参議院選、都議選、市長選に関してはどのような形で検討されているのか教えてください。

○戸部選挙管理委員会事務局長 参議院議員選挙につきましては、東京都選挙管理委員会が番号を決めるというところで、例えば4段にする自治体もあれば、5段にする自治体もあるということで、これは東京都選挙管理委員会が番号を決めるということでございます。

一方、市の選挙については市が決めるというところで、都議選につきましては東京都選挙管理委員会が決めるという状況でございます。

○だて委員 ごめんなさい、伺いたかったのは配置、数字の順番です。1から始まりますが、あれがどこから始まるかとかいろいろあるじゃないですか。参議院選については今どういった指示が、右上のところから順番に1、2、3、4なのか、中段から1、2、3でやっていくのか、その辺がどういう形になっていますかということです。

○戸部選挙管理委員会事務局長 今の段階では何とも言えないところございますが、ただ、多摩26市の選挙管理委員会としましては、今回は状況によっては5段のところもあるというところで、実際に立候補の日に70人も出ないという可能性がありますので、そこは東京都選挙管理委員会のほうで貼りやすいところから順番に番号を振っていくというような状況かと思えます。先に真ん中を振って、その上段、それから下段と、左右については大きい番号にすると、多分そういう考えであるかなと思っております。

○だて委員 分かりました。そこは市の選挙管理委員会にはなかなか裁量がない部分なのかなと思えますので、できれば今おっしゃったような形になっていくことが望ましいと思えますし、恐らくそうなるのではないかなというように思っておりますので、そこはまた確認したいと思えます。

それで、あと期日前投票の関連で伺いたいんですが、まず、新庁舎における期日前投票については1階でやるということなんですが、最終的なところで参議院選、そのあと、次のページに市長選と都議選もあるので併せて確認させていただければと思いますので、どういった形でやるのか、最終的なところを教えてください。

○戸部選挙管理委員会事務局長 新庁舎の1階の多目的ホールにおきまして、市役所ということで、公示日それから告示日の翌日から投票日前日まで期日前投票を開催する予定で進めております。

○だて委員 1階の多目的ホールでやるということでありまして、例年投票率の高い、特に国政選挙においては選挙戦の終盤については、期日前投票に来られる方がすごく多くなって、旧庁舎のほうでも雨とかが重なってしまった日には、本当に大変な混雑状況といったことがありました。特に車の関係は常に気にしなきゃいけないと思うんですが、今回新庁舎になって駐車場は一定広くはなっているんですが、その辺りの車で来られる方への混雑対策といったところについて、選挙戦最終盤の期日前投票はどうお考えでしょうか。平日ということで通常業務もあるというところも考えなきゃいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 市役所の期日前投票につきましては、まだ実際やってみないと分からないという状況であるとは思いますが、ただ最終週の例えば木曜日とか金曜日とか最後の土曜日につきましては、かなり多くの期日前投票者の方がお車で来るということが想定されますので、そこはできるだけ防災関連用地などに庁用車を入れたりしてできるだけスペースをつくって、そういったところで混雑解消を行っていきたくと考えてございます。

○だて委員 新庁舎になってから、最初だからかもしれませんが割と車で来られる方が全体的に多いかなというところも何となく見受けられるところがありますので、その辺も含めて、今の御対応についてはしっかりやっていただきたいなど。渋滞の車の列ができてしまうというのも困ってしまいますので、そこら辺はできる限りの対策を求めたいと思います。

それで、期日前投票の投票所については、旧来いろいろな御意見もあるところは存じておりますけれども、選挙管理委員会のほうでこの夏の選挙に向けて、期日前投票の投票所については、現状では新庁舎も含めて、駅も含めて割と南のほうに固まっています、市の北部の辺りにはない状況になってしまうんですが、選挙管理委員会のほうではどういった議論があったのか、その辺を伺いたいと思うんですが。

○戸部選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会におきましては、この1月から3月にかけての委員会において、期日前投票所の配置について検討してまいったところでございます。旧市役所の期日前投票所につきましては場所的にも市の真ん中であって、かなり有効な場所であったというところでございますので、その付近に期日前投票所を設置するというところで検討してまいりましたが、なかなか適当な施設がないというところで、そこは断念しているところでございます。市役所以外の期日前投票所につきましては、例えば市長選、都議選につきましては月曜日にいずみホール、それから火曜日、水曜日にひかりプラザ、それから木曜から土曜日までがc o c o b u n j iプラザというところで、選挙管理委員会で決定しているところでございます。

○だて委員 分かりました。検討は、市の中央部あたりでということでしたということでありまして。なかなか適切な場所が、それこそ車の関係なんかも含めて見つからなかったということなんだと思います。バランス的には、現状ではなかなかいい形とは言えないんじゃないかなというところもありますので、それは今後の課題としても、丸山委員もいつもおっしゃっていらっしゃいますけども、国立駅の高架下の所も含めて、そこは今後さらに投票率向上に向けて取組を進めていっていただきたいと思いますので、引き続き選挙管理委員会の皆さんも含めて御検討をお願いしたいと思います。終わります。

○及川委員 期日前投票所について報告いただきまして、ありがとうございます。それで、去年の衆議院議員選挙のときは急に選挙になったということで期日前投票所の確保が難しいということで、いずみホールは1日になりました。それで、今度市役所がこちらに移転したということで、旧の市役所のあちら方面にもあれば、第6庁舎とかもなかなか難しいのか分かりませんが、断念したというお話でした。市役所が期日前投票所になったということで、いずみホールは1日ということになったようですが、そもそも四小の投票区はすごく登録者数が多くて、人数が多いんです。市内でも3番目ぐらいまでに入るようなところで、私の泉町の地域から行くのがなかなか大変なので、昔は西国分寺駅の周辺は本当になかったんですけど、何度か要望させていただきまして、いずみホールで期日前投票ができるようになりました。その後、2日に拡大していただきまして、駅のそばなのでとても利便性がよくて、あの地域にお住まいでなくても多くの方が投票されております。それで、今回のことについては了解しましたが、去年の衆議院選挙の期日前投票につきましては、ひかりプラザは2日間で1,702人、いずみホールは1日で1,767人ということで、少しではありますけれどもいずみホールのほうが投票した人が多いということでもありますので、今後、状況を見ながらぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 今回の選挙につきましては、いずみホールで月曜日に1日開催するというような状況でございます。以前に答弁させていただいたところでございますが、当然この庁舎がいずみホールと至近距離にあるというところで、今後どの程度市役所を期日前投票所として利用するかという

ところについては、数値を確認しながら、どのように期日前投票所を配置していくか検討してまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員 期日前投票の関連です。私も期日前投票については、投票所がどうなるのかなというふうに思っておりました。これまでは全ての駅に設置していただくということで、選挙管理委員会の御意見を踏まえて満遍なく設置していただいていたかなというところなんですけど、今回は旧庁舎の解体工事もありますので恋ヶ窪エリアにお住まいの方の利便性に関しては少し心配しているところです。複合公共施設ができるまでの一時的な措置なのかなとも思っているんですけども、その辺の考え方はそういった理解でよろしかったでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 恋ヶ窪駅周辺につきましては、旧庁舎のところに令和10年度に公共施設が設置されるということで、実際には3年間の時限措置になるということでございます。選挙管理委員会におきましても、例えば市民室内プールとか福祉センターとか、それから第一中学校などについても検討させていただいたところでございますが、なかなか費用対効果というところで難しいというようなお話になってございまして、実際にはc o c o b u n j i プラザを利用させていただくほうがより効率的ではないかということで、そのような状況になったということでございます。

○丸山委員長 答弁に調整が必要であれば、その旨を申しただければと思います。もし答弁が先ほどから変わるようであれば、訂正も含めて。時間が必要なら、まず、その旨を述べてください。

○戸部選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会での検討状況につきましては、先ほど申し上げたように3施設で期日前投票所ができるかどうかということでございますけども、実際にその施設に対する駐車場等が少ないということと、旧庁舎の市役所の機能をそのまま引き継ぐことが難しいということと、それから、あと回線を引くのに費用がかかるということもあって、時限的な措置というところでは従前の投票所を活用したほうが良いということになったということでございます。

○丸山委員長 まず、今の質疑の趣旨としては、恋ヶ窪エリアで今回期日前投票所がなくなるということに対して、今後複合的な公共施設が改めて設置された後はその場所でやるということなのかということの確認からと思いますので。

○戸部選挙管理委員会事務局長 旧本庁舎用地での期日前投票所につきましては、令和10年度に複合公共施設ができるということで、それ以降につきましてはその施設で期日前投票所を開設したいと考えているところでございます。

○丸山委員長 やる予定だということです。

○鈴木委員 複合公共施設ができるまでの一時的な措置なのかなと、今、理解いたしました。c o c o b u n j i プラザは非常に投票の利便性も高いエリアですので、3日間使われることはとてもいいのではないかなと思っております。

それとはまたちょっと違うことなんですけれども、投票済証明書についてもお聞きしたいなと思います。この予算書では投票済証明書に関する予算計上というのはありますでしょうか。というのも、今回、都議選と市長選が同じ日になると思いますので、これまでは都知事選だったりとか国政選挙は所管する選挙管理委員会から頂く投票済証明書が使われていたと思うんですけども、今回は市長選も同時期にあるということで、投票済証明書はどのようにするのか教えてください。

○戸部選挙管理委員会事務局長 投票済証明書につきましては、今回は市長選挙ということで、自前で作成して用意したいと考えてございます。予算上につきましては、市長選挙に要する経費の需用費の印刷製

本費のところに含まれているというような状況でございます。

また、市長選と都議選挙は同日選挙ですので、両方で使えるような形で作成したいと考えてございます。

○丸山委員長 質疑をお受けしたいとは思いますが、市長選挙についてはその次のページになりますので、市長選を主に質疑される場合はその点に御配慮ください。

○鈴木委員 すみません、期日前投票と一緒に質疑してしまったので、失礼しました。

では、投票済証明書については自前で準備するという事で確認させていただきました。これまでも要望してきたんですけれども、自前で作る場合は、ぜひ、デザインの工夫などに配慮いただいて、市議選があったときはホッチの印刷がされていたりとかしたんですけれども、その辺については他自治体もデザインを工夫してコラボしたりしてやっていたので、そういったところも工夫していただければいいのかなと思います。要望で終わります。

○丸山委員長 それでは、144ページは以上でよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 続いて、145、146ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 147、148ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、先ほどの保留分についての答弁が整ったということなのでいただきたいと思えます。

○山下デジタル行政推進室長 お時間いただきましてありがとうございました。先ほどの市民課の書かない窓口につきまして、デジタル側の認識等から、まず御説明させていただきます。

書かない窓口というシステムを入れておまして、マイナンバーカードとか免許証に書かれている券面の事項を読み取って、そこから氏名とか住所を申請書に当たるものに転記するという機能があるんですけれども、そういったものの読み取りの精度の問題があります。問題という言い方はちょっと変なんですけれども、それを読み取るに当たって、たまに文字がしっかり認識されないといったことがあった際にはまた読み直して、そこで読めたものが申請書として後方にある印刷機から出てくる、それを取りに行っていくといったような動きがあります。そういったことがあると結果的に時間がかかりまして、書くほうが早いのではないかというのが実態としてございます。

そのため、現状では想定以上に証明書の関係で来庁者がいらっしゃるという状況で処理スピードを重視しているところから、書かない窓口の運用よりも書くほうを選択しているというような認識でございます。この書かない窓口の運用につきましては、今後の窓口の状況を見て取組の仕方を考えてまいりたいというところでございます。

また、書かない窓口とか、来ない窓口ということにつきましては、木島委員から御紹介いただいておりますけれども、こちらにつきましては、令和7年度につきまして、福祉窓口を中心にBPRの取組を進めてまいりまして、市民課とはまたちょっと違う「書かない」また「来ない」といったところを考えていく窓口にしていきたいというところで取組を進めたいと思っております。

○及川委員 すみませんでした。よく考えると木島委員が御指摘のとおり、電子計算事務に要する経費のところの関係だと思えます。ただ、書かない窓口だけを取り上げると市民課のところになりますので、事前に市民課長とも話したところ、じゃあ、ここでやりましょうかという話になったんですが、踏み込ん

でいくとそちらのほうにも関わる話でしたので、私のほうも失礼いたしました。

それで、内容的には了解しましたし、まだ過渡期ということだと思えます。何でもそうですけど、早く始めると結構失敗したりするし、状況が落ち着いてからやるほうが、それこそ費用対効果じゃないですけどいろいろいいのかなと思うのですが、システムの問題とかいろいろあるかと思います。ただ、国を挙げて進めていることでもありますし、当市でも1月1日号の市報でもかなり宣伝したりして、私もすごく楽しみにしていて、私のイメージだと、マイナンバーカードとかを出すとピッ、ピッという感じで、それで読み取りが終わるのかなと勝手に思っていたんですけど、結構実際の事務はすごい複雑なようで、不安定なところがあるということも聞きましたので、安定してやれるように、今はスピードが重視で、市民の皆さんを待たせないことのほうがプライオリティが高いと思いますので、いつ繁忙期じゃなくなるかちょっと分かりませんが、皆さん、新しい市役所だから見たくて来る方も、見学がてら来る方も今後も多分多いんだと思えます。待たせないことが本当に一番だと思いますので、慌ててやらないで、少し落ち着いてからやっていただければと思います。決して責めているわけではありませんので、理由が何だったのかなということで質疑をさせていただきました。これで終わります。

○木島委員 調整いただいてありがとうございます。私自身も少し認識が違っていた部分もあったので、今の課長の説明で大分理解できたところです。

また、市民課も含めて、この間の大変な中での御努力については本当に心から感謝の思いでいっぱいでございますし、今、走りながら、どのように市民の御期待、またニーズに応じていくかという部分で様々な努力を講じられているということも今の答弁でも本当によく分かりましたので、引き続きよりよいサービスが提供されることを心から願って、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○丸山委員長 それでは、ただいまのところで保留分は終了といたします。

それでは、続けます。149ページ、150ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、151ページ、152ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、以上で総務費を終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時27分再開

○星副委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本日の款3、民生費の質疑につきましては副委員長の私が議事進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それはページ数153、154で質疑のある方は挙手でお願いいたします。こちらはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 では、進みます。155、156ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 では、進みます。157、158ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 では、進みます。159、160ページ。

○森田委員 重層的支援体制整備事業に要する経費についてお伺いいたします。こちらの事業は、先日も2月20日にいずみホールで重層的支援体制整備事業シンポジウム「市が目指す地域共生社会」が開かれて、私も参加させていただいたんですけども、非常に濃い内容で、地域共生社会を担うためにも、つくるためにも重層的支援体制は本当に重要なところをしっかりと認識させていただきました。

当市の現状の取組と、あと、聞くところによると結構ほかの自治体の方からも注目を集めておられ、視察等も入っていると伺ったんですけども、現状での他市からの評価というところも、ひとつ御説明のほど、お願いいたします。

○小峯地域共生推進課長 当市は令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しております。他市からも評価いただいております。行政視察につきましては、令和6年度は5自治体から行政視察をいただいております。台風の関係で1自治体は中止になってしまったんですが、それを除いても5自治体からいただいております。また、当市の地域共生推進課の重層的支援体制整備担当係長が国のワーキンググループに呼ばれておられて、そちらの研修の講師を務めさせていただいているということもありまして、全国の自治体から注目していただいているということでもございます。今後につきましても、重層的支援体制整備事業を進めてまいりたいと考えております。

○森田委員 ありがとうございます。注目されていることが非常に分かりました。ポイントとしては、どういったところが注目されるポイントになっているのですか。

○小峯地域共生推進課長 当市の重層的支援体制整備事業は令和5年度に本格実施という形ではあるんですが、これまで地域福祉計画を策定して以降、堅実に取り組んできたところが下地にあったというところはあるかと思えます。例えば、相談支援総合調整会議につきましては、庁内の相談支援担当係長で組織されている会議にはなるんですが、具体的な事例等を庁内でも取り扱いながら連携を深めているという、こちらのほうも含めて重層的支援体制整備事業の下地が脈々と受け継がれてきたという部分が多分あるかと思えます。そちらのほうも一体的に進めることができたというところが一番評価されているところのかなと考えております。

○森田委員 詳細な説明ありがとうございます。令和5年の本格実施前に下地がきちんと整えられていたというところが、一つ進んだ取組になっているのかなというところを理解させていただきました。そのような中、シンポジウムでも発表されたんですけども、丸っとふくまどのメインキャラクター「つみとり」がようやく日の目を浴びることになりまして、非常にかわいいキャラクターで、人々の悩みとか相談を摘み取っていくよというところをコンセプトにされていることも非常に面白いかなと思いました。令和7年度もぜひ丸っとふくまどをしっかりと周知、展開していただきたい、つみとりの周知とともにぜひ来年度もよろしくお願ひいたしたいと思えます。一言お願ひいたします。

○小峯地域共生推進課長 丸っとふくまどは福祉の総合相談窓口になります。こちらにつきましては、今、市役所で毎週1回、水曜日に窓口を開きながら、また地域に出張している窓口というの、市内の東西に空き家を使った居場所がありますので、こちらも活用しながら出張窓口というのも開いております。この丸っとふくまどにつきましては、そこまでにとどまるものではなく、もっと広く地域包括支援センターであるとか、様々な相談支援機関が市内にございます。そちらとも一体的に行っていくというところが必要なのかなと考えておりますので、今後もその方向で進めてまいりたいと考えております。

○森田委員 相談の窓口は多いほどいいと思えますので、相談のハードルを下げるためにもぜひよろしく

お願いします。シンポジウムと、あと2月28日にローカルテーブルのほうでも「地域福祉ってなに？」という題で地域福祉コーディネーターの方の活動が発表されたんですけども、現在個別支援、地域支援、先ほど御答弁の中にあつたように「なみき牧場」といった居場所づくりも進んでおまして、前回の一般質問でも私がちょっとお伝えしたんですけども、地域福祉コーディネーターは現状、地域の方の相談の受け先、そしてまた地域支援というところでは、本当に何か新しい取組を構築するためにも必要な存在となっております。現在4名の方で活動されておまして、その体制になっているいろいろなやりながら、人員がどれぐらい必要なのかなというところは整備していったような状況だと思うんですけども、今後、相談体制確立のためにもさらなる人員の増強や、ローカルテーブルの中でもいろいろな意見が出たんですけども、人員を増強するとかサポーターをつけてみてはどうかといった意見も市民の方から出ております。それだけ地域福祉コーディネーターの方の存在意義というのが大きくなってきておりますので、しっかりと体制づくりの支援をお願いさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○小峯地域共生推進課長　地域福祉コーディネーターの役割というところがございます。頼りにされているということもありまして、一から十まで地域福祉コーディネーターに相談という形になりやすいというところは多分あると思います。ただ、あくまで地域福祉コーディネーターは地域づくりのお手伝いをするであるとか、主役にはならないけれども陰の存在であるという部分もありますので、役割の整理はこれからも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○森田委員　ぜひ、お願いいたします。今後もほかの自治体から視察が増えるべく、取組を進めていってください。よろしくお願いいたします。

○小坂委員　関連でお伺いいたします。私もローカルテーブルに参加させていただきまして、市民の方から地域福祉コーディネーターにサポーターをとというような声が上がっているのを間近に見せていただきました。地域を回っていてもコーディネーターの方とちょくちょくお会いするので、とても精力的に、そしてフレンドリーな雰囲気の中で回っていただいているのを拝見させていただいております。数字を見ましても、昨年度の事務報告書を見ましても、拡大・拡充となっている大変重要な事業だと認識しております。令和7年度は、これまでもそうですし、これからも委託先の社会福祉協議会との強力な連携が必要かと思いますが、特に令和7年度の社会福祉協議会との関係について、大きく変わる点などがありましたらお示してください。

○小峯地域共生推進課長　令和7年度は新庁舎へ移転いたしまして、また、それに伴って市の施設の再配置というのも進んでございます。社会福祉協議会には市から委託されている事業が幾つもありますが、こちらの委託事業に関して、新庁舎の向かいのいずみプラザの1階に移転してまいります。地域福祉コーディネーターはもちろんですが、自立生活サポートセンター、それから権利擁護センターがすぐそばに参りますので、今までの旧庁舎と福祉センター、また日吉町に権利擁護センターがあった時代から比べるとはるかに連携しやすくなるのかなと考えております。令和7年度は一層連携が進むのかなと考えております。

○小坂委員　新庁舎ができたことで、また再配置したことで距離的に近くなり、より連携を進めていただくよう重ねてお願いいたします。一旦終わります。

○星副委員長　ほかにございますか。

○小坂委員　生活困窮者自立促進支援事業についてお伺いいたします。こちらも様々な、自立相談支援だけではなく、就労支援、就労準備支援、家計改善支援、学習支援等を社会福祉協議会等に行っていただい

ている事業です。学習支援についてはこれまでも質疑させていただきました。3か所に増やしていただいたところですが、令和7年度に曜日や受入れ人数等を拡充される予定はあるのかと、令和7年度の学習支援についてお伺いいたします。

○伊東生活福祉課長　今、委員がおっしゃったとおり、学習支援については戸倉教室、本町教室、あと西町教室の3か所で展開しているところでございます。せんだって無料学習塾の担当者会議、市と社会福祉協議会、あと無料学習塾を運営している団体と会議をさせていただきまして、基本的には令和6年度を踏襲する形で利用者、子どもたちに寄り添った学習を展開していくということで考えております。

人数については、戸倉教室は今現在37名、本町が5名、西町の利用は1名ということですので、継続して対応してまいりたいと思っております。

○小坂委員　ぜひ、お願いいたします。昨年、戸倉教室へ視察に伺いました。マンツーマンで特に必要な教科を教えられる方とマッチングしていただき、丁寧に指導していただいている様子を拝見いたしました。戸倉教室ではありますが、市内全域からぶんバスを使って中学生が来ている様子を目の当たりにしました。今回ぶんバスの運賃が値上げとなりますが、中学生は大人料金になるかと思えます。無料学習塾に通う子どもたちへの通所の支援といったことについて、御検討はされておりますでしょうか。

○伊東生活福祉課長　今おっしゃったことについても、先ほど申し上げた学習支援事業の担当者会議を今年の1月30日に行いまして、その席上の中でもぶんバスの料金についてお話が出たと記憶しております。ただ、おっしゃった検討については、今ここで私からお答えすることはなかなか難しいと思っております。ただ、利用される方については一定程度影響を及ぼすと思っております。

○星副委員長　そのほか、こちらのページでよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長　それでは、進みます。161、162ページ。

○中山委員　このページで2点あります。1つ目がシルバー人材センターに要する経費のところですが、この間、求めています最低賃金への対応ですが、10月に改定されます。それに合わせて10月以降改定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松下財政課長　シルバー人材センターの最低賃金については、国からも最低賃金を満たすようにということでガイドライン等でも定められておりますので、主管課とも協議しながら、シルバー人材センターとも協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○中山委員　もう数年にわたって求めているところでありますので、ぜひ、前向きな対応をお願いしたいと思えます。

続いて、さわやかプラザもとまち管理運営に要する経費のところ、予算の計上がないので、担当とも話してここが一番いいのではないかということでお聞きしたいのは、聞こえの講座についてです。まずは、今年度の2月に行われています聞こえの講座がどのような反響だったか、お聞かせください。

○澤田高齢福祉課長　令和4年度から3年目になります聞こえの講座ですが、昨年度から市の事業として展開してございます。今年度は2月12日と13日の2日間、リオンホールで開催いたしました。定員は各30名で計60名となりますが、応募開始1日半で定員が埋まるほど引き合いが大変多く、各回で欠席者がいらしたんですが、各29名ずつの参加が得られたところでございます。

○中山委員　ありがとうございます。この問題では、聞こえの講座とともに、実質的に補聴器購入補助の実施を求めているわけなんですけれども、多摩26市でも大分広がってきております。いろいろ各地の、小金

井市、東京都内じゃありませんけど小千谷市、そして町田市の取組をホームページでちょっと見たんですけども、特に今挙げた3つの自治体では、目的としてはコミュニケーションの向上を図ることによってうつ病であったり、認知機能の低下であったり、そういうところを予防していくということを目的として事業が実施されています。特に町田市がこの4月から実施されるということで、資料があるんですけども、財源は都の支出金と、あと国の補助で賄っていきまして、一般財源は入れずにやっているというようなところもあります。町田市では購入後の装着について、装着を続けていただくことをどのように担保していくのかというところでは、補聴器の使用前後のアンケートとか介護予防活動への参加に御協力いただいて、補聴器使用による自立支援や介護予防への効果を確認するという事業スキームになっております。こういうところもどんどん増えていますので、国分寺市としても補聴器購入補助だけでなく、早期発見から早期対応、そして購入後の効果継続というところも含めて事業化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 澤田高齢福祉課長　聞こえが困難である方につきましては、認知症への影響などもあるというような指摘もされているところです。また、聞こえないことによって社会参加が乏しくなったりといったことで、ここが解消される部分については効果があるものだと考えてございます。ただ、補助事業を実際に行いまして一定の財政出動も発生するという中で、かなり多くの自治体が先行してもう事業を展開しているところですけども、それぞれ補助条件が異なっていたり、また、先ほどの継続使用に向けての取組も各自治体で様々展開されているということでございます。その辺りについては先行自治体の状況を踏まえつつも、本市としてどのように使い続けていただいて効果のある事業として実施できるかというところについては、引き続き検討してまいりたいと考えます。
- 中山委員　東京都もこの補助事業はちゃんと位置づけが、去年、おととしかな、高くなっていきまして、きちんとした制度として2分の1を補助するとなっております。先ほどお伝えした町田市は、東京都の補助金とともに国からの介護保険特別会計の保険者機能強化推進交付金の2つで財源構成して実施するスキームになっています。予算ですので、これがどこまで実際的になるかというのは経過を見ていく必要があると思いますけども、多摩26市でもどんどん広がっていますので、国分寺市としても、遅いとまでは言いませんけども、私は早急にこれを事業化していただきたいと思いますので、重ねて要望して終わります。
- 久保委員　若者支援に要する経費のところでお伺いいたします。今回、若者支援の事業の実施内容で、開催される予定の相談会であるとか研修会であるとか、もし今の時点で決まっているものがあれば教えてください。
- 千葉子ども若者計画課長　こちらにつきましては委託事業として予算を取っておりまして、その中で庁内の連絡会と実務者会議について計画を立てております。庁内の連絡会については年2回、実務者会議については年4回、あわせて実務者会議では研修を1回行っております。また、委託事業の中では市民の方向けのひきこもり関係の講座と、それから家族の相談会を年1回、計画しております。また、今年度の途中からだったんですが、「おはなし処」というものを、計画の中で何とか組み替えてできないかということで、今年度から開始しまして、来年度も引き続きそちらのほうも契約の範囲内で継続してまいりたいと考えております。
- 久保委員　ありがとうございます。よく分かりました。そのおはなし処は今後も参加なさる方が多くなるように、またほかの自治体との連携もあるとお聞きしていますので、しっかり進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

あともう一点、老人クラブ助成に要する経費の18の負担金補助及び交付金のところで、実際に補助金等がどんどん下がっている状態になっています。老人クラブが若干解散というか縮小になっているということもお聞きしています。その内容について教えてください。

○澤田高齢福祉課長 老人クラブについては個別のクラブと、それから連合会への補助を実施しているところですが、御指摘のとおり団体数、会員数ともに減少傾向にあるというところなんです。直近の令和5年度では25団体、今年度、令和6年度は24団体、来年度の予算見積りとしては21団体ということで、減少傾向が続いているところでございます。

○久保委員 ありがとうございます。解散になった団体の方からのお声もお聞きしています。今、市でももちろん広報等の応援をして、支援していただいているとお聞きしていますが、その点で令和7年度に何かプラスアルファの広報であるとか周知がありましたら教えてください。

○澤田高齢福祉課長 基本的に広報としてはホームページでの御紹介、市報への掲載といったところで、次年度に特に新しいものを予定しているわけではございませんが、継続的に会員募集については広報と、あと連合会の事業などにつきましては、そこを見て新たに御参加いただける方なども増えてほしいという期待も含めまして事業の支援、それから補助金事務が結構負担になるということも伺っておりますので、その辺の側面支援については継続して取り組んでまいりたいと考えます。

○皆川委員 若者支援に要する経費のところで、今、久保委員も質疑されておりましたが関連というところでお聞きしたいと思います。令和5年度の事務報告書の200ページで、この事業に関しましては、事務事業評価を見ますと事業に関して若者の意見も取り入れるということになっていると思うんですが、この辺りで令和6年度を取組、また今後についてどのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○千葉子ども若者計画課長 今年度につきましては、ユースアドバイザーということで15歳から18歳の高校生を対象に募集をかけまして、友達が不登校であった場合を想定して、どんな場所があればその当時、不登校にならなかつたりとか、あとは家から出られるような場所があるかというような御意見をいただく会を設けさせていただきました。実際は市内の高校ということでございまして、国分寺高校と早稲田実業学校の高校生、合計5人の方に来ていただきまして、御意見をいただきました。そのいただいた意見を基に、どのような場所が市内であつたらいいかというのを一覧表にしております。また、その後でございませけれども、当事者会の方たちからも御意見を伺って、その当時、例えば高校生のときにどんな場所があれば自分の中で助かるような働きがあつたのかというような御意見もいただき、またこの事業の中ではネットワーク会議がございまして、その委員の方たちからも意見を伺いまして、今、ネット上で見られるマップを作成しているところでございます。そのマップ上に落とす場所としては高校生からいただいた場所、それからあとはネットワーク会議の中の委員からいただいた御意見等を踏まえ、今作成しているところでございます。

○皆川委員 詳細にありがとうございます。さっき、おはなし処の御紹介もありました。こういう具体的な取組は本当に重要だと思います。あわせて、昨今心配されているのが、若者がストレスなどで、もちろん風邪だったりするんですが、そうしますと市販薬を飲む、いわゆるオーバードーズの問題も懸念されているところなんです。それが行き過ぎると本当に自殺につながるというようなところで、非常に懸念されている課題かなと思っております。来年度、令和7年度の取組に関しては、直接的にオーバードーズの話をするかどうかは別として、そういう課題もあり、また取り組む情報共有であつたりとか、専門家の話を聞くということも重要かもしれませんし、少しその辺も注視していただくということも必要ではないかと思

ます。見解があればお聞かせください。

○千葉子ども若者計画課長　例えばそういったオーバードーズのような御相談がこちらにいただければ、適切な支援機関におつなぎさせていただきまして、そういった方たちが大事に至らないような支援をしていきたいと考えてございます。

○皆川委員　そういう方が直接相談に見えるかどうかというのはまた難しいところで、かつて私も、もう20年以上前なんですけどひきこもりの質問をしたときに、ひきこもりの方が、その御家族の方が相談に来たら適切に対応しますとおっしゃったんですが、当事者はもちろんひきこもっていますからなかなか相談には行けないと思いますし、オーバードーズに関しましても一つの情報というか、知識といいますか、そういう部分でも必要な視点ではないかなということでお話し申し上げました。直接的にはもちろん別の課であったり御担当かもしれませんが、せっかく若い方とこの場ですので、オーバードーズについても少し注視していただくことも必要かなと思って御見解をお聞きしたということです。これについては直接御答弁はいただきませんが、そういう問題もあるということだけ受け止めていただきたいということをお願いして終わります。

○星副委員長　このページでほかの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長　それでは、進みます。163、164ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長　では、進みます。165、166ページ。

○高野委員　高齢者住宅確保に要する経費のところですか。資料を用意していただいております。資料第16号です。これは高齢者等居住公的保障ということで、簡単に言うと高齢者等の、あとよくよく読んだら高齢者、障害者、ひとり親ということで高齢者だけに限らないんですが、ここで質疑ということでよろしいですか。

○星副委員長　どうぞ。

○高野委員　ありがとうございます。これは30年前にできた制度でありまして、実際に使われている状況も最近ではゼロだということで資料を出していただいております。それで今、高齢者、障害者、ひとり親、これにさらに外国籍の方が入ると、ちょうど不動産への住宅照会のとくに、いわゆる弱者がお断りされると、この弱者の中には議員も、私もお断りされたことがありまして、その痛みというのを本当に肌で、ちょうど1年前に実感いたしました。市内で開かれた居住支援のフォーラムにも参加しましたが、そこでも障害のある方が本当に叫んでおられて、部屋が見つからないというのは死活問題であると。私も本当に議員として死活問題で、職を失ってしまうんじゃないかという立場に置かれまして、この制度については30年前の制度なんですけど、非常にすばらしい、こんな制度があるんだなと思ったんです。実際に市内でも高齢の方、80歳を超えて賃貸に1人で住んでいる方がいらっしゃいます。それで実際に更新を断られてしまって、私に保証人になってくれないかと頼まれたということも実際ありまして、これは全国的にも1人世帯が今3割を超えて最大多数派になっていまして、30年前にこういう制度ができていのはすばらしいなと思ったんですが、実際、支援フォーラムにおきましても、居住支援の活動を行っている方が、実はこの制度があるんだと、だけど非常に使い勝手が悪いということをおっしゃられていて、その問題点についてちょっと議論したいと思っております。

そこで質疑としては、この制度に対するニーズは、今、高まっていますでしょうか、相談状況について

コメントいただければと思います。

- 澤田高齢福祉課長　当事業は、資料でお出ししているとおりに直近では実績がないということになっておりますが、実際のところ、こちらの制度利用についての御相談は年間に数件ございます。ただ、委員がおっしゃっていたとおりに条件が厳しい、あるいは昨今、居住支援法人等様々な枠組みができた中で、ほかの取組につながる形で最終的に住宅関係の課題が解決されているケースもあるということで、この事業を使われる実績としては近年ないという状況になっております。
- 高野委員　ありがとうございます。そこで、2親等以内という要件が最初のページに出てくるんですけど、この要件を緩和したらどうかというのと、あと物件が決まる前に締結できる仕組みに、これは居住支援の方から実際にお聞きしたんですが、物件が決まらなないとこれが締結できないという制度になっているんです。そうすると、物件が決まる前に、まず探しているときに、いや、もう市長が面倒を見ると言っていますよということで話を出すと決まる場合があると、仮決めをして無理やり押し込んだといった事例もお聞きしてまして、そういった要件緩和についてはいかがでしょうか。
- 澤田高齢福祉課長　実際に賃貸を借りる中で保証人が必要だと、ただそれに当たる方が親族、それから知人等がない方についてこちらの制度を御利用いただくという形になっていて、現状、こちらの要件を見直すという予定はございません。御相談いただく中で、仮にこの条件に当たる方がいらっしゃれば、もちろんそちらの適用に向けて考えるところではあります。でも、そもそも御親族がいらっしゃれば使えないという条件の緩和の御要望ではあるんですけども、そこについては現状のままの制度として継続して運用する予定であります。また様々な事情で住宅に困窮されている方もいらっしゃいますので、ほかの施策なり、あるいは支援する団体があればそこにつないでいくといった形で、住宅にお困りの事情については最終的に解決していくように御相談を丁寧にお受けしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。
- 高野委員　御丁寧にありがとうございます。今おっしゃったとおり、実際に居住支援法人とかいろいろな民間のサービスもできてきているというのも、一方で事実ではあると思います。実際問題、高齢者の方とかいろいろな方が亡くなった後にどう対応するんだとか、そういったことは全部この制度だと市が引き受けることになってしまうので、そこでさらに提案というか相談なんですけども、そういった民間支援サービスを実際使っていらっしゃるわけですよね。そういった民間の支援サービスにつなげることも実際に業務としてはやっていたらいいということでもよろしいですね。
- 澤田高齢福祉課長　業務と申しますか、住宅にお困りの方が御相談にいらした際に、こちらの制度が使えるのか、あるいは市ではシルバーピアといって都営住宅の中に高齢者専用の賃貸区画を設けていたり、あるいは市では借り上げ住宅などを用意して様々な切り口で、様々な御事情から住宅に困っていらっしゃる方の御支援はこの施策以外にも展開しておりますので、御相談を受けていく中で、こちらのほうがよいのではないかと申したサービスなどがあれば御紹介するといった対応はしております。
- 高野委員　あとは民間の様々なサービスにつなげることもあるのかなと思ひまして、これは最後要望で終わりますけども、民間の様々なそういった面倒を見るサービスもできているので、そういったことへの予算措置等、何か仕組みづくりの研究を、検討を、ぜひ、進めていただきたいなということで、これは要望として述べさせていただいて終わりたいと思います。
- 木村委員　敬老記念行事に要する経費で、敬老会についてお尋ねしたいと思っております。昨年の決算特別委員会で、ちょうど決算特別委員会が敬老会の直後だったということもあって、午前の部、午後の部の事前申込み制で、いずみホールのキャパシティからしても早晩あふれてしまうんじゃないかというぐら

い非常に大盛況で、それは大変いいことなんですけど、一方で、いずれはオーバーしてしまうときの課題でもあるんですけども、一方では体調が悪い方であるとか、あるいは足が悪い方は、いずみホールは段差が多いのでなかなか会場にお越しになれない、場合によっては御高齢なので入院されている方もいらっしゃる中で、オンラインで敬老会をやってはどうかという御提案を昨年の9月にさせていただきました。予算書の数字を見る限りは前年と同等なので、多分そこは当面は実施の予定がないのかなと見たんですけど、その辺はいかがなんでしょう。

○澤田高齢福祉課長 昨年にもそのような御提案をいただいたことは承知してございます。その上で、令和7年度の予算につきましては令和6年度と同様の実施で予算を計上してございます。演者の方が演芸等されるので、そこを配信という形にしたときに、果たして著作権的なものはどうかといった課題が結構あるかなというところもありまして、オンライン化に向けては研究したいと考えてございますが、次年度予算にはそこは反映されていないという状況でございます。

○木村委員 演者の方のアトラクションの部で著作権の問題というのも、同様に昨年9月に議論させていただいたかと記憶しています。認知症に至らないようにするために、フレイル予防の観点もあるんですけども、社会参加というものが大変大事になってくるわけで、社会参加は、本来はフェース・ツー・フェースで直接人の輪に入ってというところが第一義になるんですけども、認知症予防としては、直接会うのがベストであることは間違いないんですけども、オンラインでの参加も社会参加として認知症予防につながるという研究なども近年は結構あって、そういった意味でもぜひやっていただきたいということで、そういう意味でアトラクションに関しての著作権の問題があるということであれば、式典の部だけであれば著作権は国分寺市になりますので問題はないかと思うんです。まずは段階的であってもそういった形で式典の部だけを、著作権の問題はまた演者の方とか所属のプロダクションの方との相談が出てくるので別途検討という2段階で、まずは著作権に関係ない式典の部だけでも配信というのは御検討いただけないでしょうか。

○澤田高齢福祉課長 高齢者の社会参加の機会が増えていくというのは非常に大事なことでありまして、御提案は大変すばらしいものと思います。著作権の兼ね合いについては別途考えた上で、式典についての配信、隣接市でそのような取組があるということも過去に紹介いただいておりますので、その辺りを含めて、実際にやられている自治体などの取組なども参考に研究させていただきたいと考えます。

○星副委員長 ほかに、このページである方はお願いいたします。
(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 では、進みます。167、168ページ。

○皆川委員 高齢者地域支援に要する経費について、18の負担金補助及び交付金です。資料第29号を提出していただきありがとうございます。この中の介護未経験者に対する研修支援事業補助金ということで、ここは過去を遡って平成31年以降の交付人数、交付額を出していただきました。併せて国分寺市介護未経験者研修費用補助金交付要綱も出していただいたということです。交付要綱を見ますと、対象者ということで講習が修了してから3か月以内、市内の事業所に介護職員として就業するということなどの条件があるわけですが、まずは、御担当としてこの6年間、実施した年度はもうちょっと前ですか、実施した年度を含めてこの間の事業の評価、また定着率などについて、現状をお知らせください。

○澤田高齢福祉課長 介護初任者研修、古くはヘルパー2級の研修ということで、こちらを受けていただく訪問介護で実際にヘルパーとして働いていただくことができるという事業でございます。資料を見て

いただいているとおりで受講者数が1桁である年と、令和3年度に限っては11件といったことで、補助を受けて資格を得ている方が一定いらっしゃるということでございます。

3か月の就労を要件として補助をしているんですが、その後がどうであるかといったところについては、実は何度か御提案いただいているところで、令和5年度に受講された3名の方について追跡調査を行いました。お一人については1年以上継続して勤められていらっしゃるんですが、残念ながらお二方については1年以内に辞められているということを確認してございます。人材の確保、定着というのは今の第9期国分寺市介護保険事業計画でも非常に大きなものとして認識しておりまして、今年度は現在のところで6人の方がこの補助を受けて実際に資格を得ていらっしゃるということです。そちらについても今後継続してその後の就労状況などを確認しつつ、どのような施策を展開することが人材の確保、定着につながるのかといったところについては、その追跡調査の結果を得て、また研究してまいりたいと考えております。

○皆川委員 事前にいろいろお話をさせていただきましたが、この件に関しましては、実は昨年、星委員も質疑されていまして、その前の年に私、皆川が質疑していまして、ここ何年間か質疑しています。それで、こういう研修を受けた後の追跡調査といいますか、就労状況について把握すべきじゃないかということでお聞きしているところでした。結論から言うと、今回はしっかり把握していただいたということは分かりました。これからも、来年度ももう既にこうやって予算化しておりますし、今年度は6人ですか、来年度についても何人か分の計上なんだろうと思うんですけども、しっかりその皆さんが定着しているかどうかということでは、その年、その年、毎年になるんでしょうか、ある程度の年月、その方が就労しているのか、現状はどうなのかということは把握されたほうがいいかと思いますが、今後に関してはやっていくという認識でよろしいのか、その点はいかがですか。

○澤田高齢福祉課長 今後は、補助を受けていただいた方につきましては追跡調査を継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○皆川委員 ぜひ、それはやっていただきたいと思います。その方によっていろいろな御事情はありかと思えます。お引越すする場合もあるかもしれませんし、そこはもちろん未来永劫継続はできないかもしれませんが、公費を使ってこのような研修、養成講座をやるわけですから、ぜひ市としてもその後のフォローも含めて、場合によっては市に御相談いただいて、現状などがどうであるのかお話を聞くということも必要かもしれませんし、やっていただきたいと思います。

最後に、これを見る限りでは年齢制限はないですね。今、ヘルパーでも、私の知っている方は70代で、人によって80歳に近い方がヘルパーをやられている、仕事に行っているという方もいらっしゃいます。それがまた生きがいであるという方もいて、本当に年齢だけで区切れない個人差があるなどは思っております。そういう意味では、年齢制限はないということですね。

○澤田高齢福祉課長 当事業の補助を受けていただくに当たっての年齢制限はございません。

○皆川委員 分かりました。意欲のある方は、ぜひ、手を挙げていただきたいと思います。仮にですけど、今回の予算書は、ちょっと計算していないんですけど6人分くらいでしょうか、その人数よりも多かった場合にどうされるのか、この予算以上に手を挙げる方が多かったらどうされるのか、面接になるのか、その辺はいかがでしょうか。

○澤田高齢福祉課長 計上している予算は8名分でございます。これまでもこのような金額で計上しているんですが、先ほど御覧いただいたとおり11名が対象だった年もありまして、その場合については※ほか

の予算から流用といった形で財源を確保して補助を実施してまいりたいと考えてございます。（※同ページ中に訂正発言あり）

- 皆川委員 分かりました。令和6年が6人だったということですね、たしか。それで来年度は8名分を計上しているということで、ぜひ多くの方に。
- 澤田高齢福祉課長 失礼します。先ほどの私の発言の中で、予算に関するところでちょっと不適切な発言がございました。予算の確保について適切な対応を図ってまいりたいということで、申し訳ございません、発言の訂正をお願いしたいと思います。
- 星副委員長 訂正を認めます。
- 皆川委員 ぜひよろしく願いいたします。そもそも介護未経験者に対する研修支援事業補助金、これが実は分かりづらいんです。ですので、何かもう少し市民の方に分かりやすい表現で募集できないものなのか、これは法律等々で決まっているからこの表現以外はできないのでしょうか。恐らく市報とかで募集するんでしょうけれども、これではなかなか市民の方に分かりづらいと思いますので、少しそこで工夫できないのかなと思います。その点だけ御答弁いただいて終わりたいと思います。
- 澤田高齢福祉課長 補助事業につきましては都の事業名を引用しているということで、これ自体を変えることは難しいんですが、周知する際に平易な表現とか、一般的に使われている表現なども併せて表記する形で分かりやすい周知・広報に努めたいと考えます。
- 中山委員 中段にあります高齢者保健福祉計画策定支援業務委託料なんですが、これは次の事業計画に向けてのアンケートとかの調査費用でよろしいでしょうか。
- 澤田高齢福祉課長 おっしゃるとおり第10期、次期の介護保険事業計画策定に当たるための基礎調査等に要する経費の計上でございます。
- 中山委員 分かりました。それで、そのアンケート調査の中で、国立市は9期の事業計画をつくる際のアンケートで、このアンケートの中に聞こえの問題も含めて調査されています。国分寺市でも、先ほど取り上げました補聴器購入補助のニーズの把握というところも一つの課題になっていると思いますので、こういうアンケートを活用しながら把握に努めていただきたいと。基本的にこのアンケートは決められた部分が多いアンケートということは承知していますけども、最後のほうで市独自のアンケートを入れられる部分もありますので、そこでの対応をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。
- 澤田高齢福祉課長 基礎調査については、経年変化を見るために調査項目を変えないことを基本にしておりますけれども、新たに追加することは可能であるというところなんです。聞こえについての設問項目を増やすことについては御提案いただきましたので、研究ということにさせていただきたいと思います。
- 星副委員長 ほかにこのページで質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

- 星副委員長 では、次のページへ進みます。169、170ページ。
- はぎの委員 私からは、認知症予防普及啓発事業に要する経費ということで確認させてください。個別説明票は10ページ、通し番号64番ということでございます。今回の施政方針の中でも、市長から中心事業として50歳以上の市民を対象に認知機能のチェックをするということであたまの健康チェック事業を実施していくということが表明されました。会派の代表質問の中でも触れさせていただいて確認させていただきましたけれども、短時間でもありましたし、一問一答ということだったので、もうちょっと確認させてください。今回、認知機能検査を市内の公共施設等で実施していただけるということです。都から10分の

10の補助ということで1,452万1,000円の皆増ということでもあります。まず、改めて認知機能検査の内容はどのようなものなのか、また実施する公共施設はどこなのか、その辺を確認させてください。

○土井地域包括ケア担当課長　今、御質疑いただきました認知症予防普及啓発事業につきまして、御説明いたします。令和6年から共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことによりまして、正しい認知症に関して、予防、最新情報、普及啓発によって、新しい認知症観に立った認知症に関する理解を促進したいというものになってございます。今、御質疑いただいたあたまの健康チェックの内容についてなんですけれども、対象としましては50歳以上の方に対して市内の公共施設6か所で実施したいというものになってございます。今、公共施設として主に公民館等で開催したいと考えておりますけれども、まだ決定しているという段階ではございませんので、公共施設で予定という形で進めたいと考えております。

○はぎの委員　分かりました。公共施設の場所はこれから決定していくということでもあります。認知機能チェックっていろいろありましたけれども、恐らく10問ぐらいのもので、その場で結果が分かるというようなものかなと思うんですけども、その辺も確認させてください。

○土井地域包括ケア担当課長　今、委員おっしゃったとおり、お一人の方に対して10分間の質問をさせていただきます。10分かけて、質問者の方から最初に質問した内容を後からまた答えていただくというようなことを行って、それによって、そういった※スケールで評価していくという形になっております。
(※同ページ中に訂正発言あり)

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。そうしましたら最後に一点だけ、すみません。その結果、認知機能に問題があるということで、しっかりと認知治療診断といったところに移行していく、受けていただくような方であると思われる結果が出た方に対して、認知症サポート医をしっかりと御紹介していくというか、市内で14名いらっしゃると思いますけれども、そういった促し方とか、サポート医というか、もっと言いますと地域包括支援センターと連携しているとうきょうオレンジドクターというのも認定が始まっていますので、そういったところにつなげていくような促し方は現段階でどのように考えられているのか、その辺も確認させてください。

○土井地域包括ケア担当課長　まずは普及啓発をしっかり行っていきたいということで予防に関するのことを周知していきたいと考えておりますけれども、その中で、結果によっては適切な専門機関につなげる等の必要性が出てくるかと思えます。今、委員おっしゃったように認知症疾患医療センターであったり、地域包括支援センターと連携を取りながら適切な機関につなげていくというようなことを考えております。
あと、こちらの事業は、まずは普及啓発からなんですけれども、チェックした後のサポート体制につきまして、次年度はまだ契約等を行っていませんのでまだ確定してはいないんですけれども、次年度に受ける事業所とも連携してそのサポートをしていきたいと考えております。

○はぎの委員　御丁寧にありがとうございます。これからの部分がいろいろあるなということで理解いたしまして、ありがとうございます。私からは、しっかりと自分の近くのどこにサポート医がいらっしゃるのかということで、そういった情報もぜひとも、これまでも周知していただいておりますけれども、今まで以上に市内のサポート医のいらっしゃる場所の周知を進めていただきたいということを御要望して終わりたいと思います。

以上です。

○土井地域包括ケア担当課長　すみません、先ほど私、認知症の質問の仕方のところでスケールと申し上げ

げてしまったんですが、スケールではなくて、質問票に基づいて質問していくという内容になっておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

○星副委員長 訂正を認めます。

このページで複数の方の手が挙がっていますので、10分間休憩といたします。

午後4時27分休憩

午後4時39分再開

○星副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

169、170ページ。

○高瀬委員 認知症予防普及啓発事業に要する経費についてお伺いします。先ほどはぎの議員が御質疑されて、大卒のところは理解したつもりでおります。それで、今回資料も出していただきました。ありがとうございます。資料第35号になります。この事業は、令和7年度が初めての新規事業だということです。資料第6号の政策的経費の内容のところなんですけども、そこには認知症の早期診断に向けた取組を推進するためということがあったり、あるいはあたまの健康チェックをしていきますというような内容になっています。あたまの健康チェックというと、私の年齢からするとかなりドキッとするものがありまして、それをどのようにやっていくのかなとちょっと思っていたところです。

資料に基づいて少しお聞きしたいと思いますけれども、当事業の内容としては、まずは普及啓発をしっかりやっていくんだということが先ほどあったかと思えます。その後にあたまの健康チェックをすることなんですけれども、先ほどのあたまの健康チェックの仕方なんですけれども、医療の診断を受けるときとかは長谷川式認知症スケールなどで結構専門的にやっていくと思うんですけれども、ここのイメージがしづらかったのもう一度教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長 今、委員おっしゃったようにチェックされるのではないかというような疑問を持たれるかもしれないんですけれども、こちらは診断するためのものということではなくて、あくまでも頭の現在の状態について、本当に簡単に10分程度質問させていただいて、中には記憶の定着度ということでテストされるのではないかというような印象を持たれるかもしれないんですけれども、MC Iといって認知機能の状態を確認するということを質問で行うということになりますので、まずは予防が大事だよということを目的として、予防のためにその後にこんなことをしてみたいかというようなことにつながっていくと。先ほど説明した内容ですと、重い方ということの説明してしまったんですけれども、あくまでも令和7年度は診断名をつけるか、そこまでは考えておりません。今、委員おっしゃっていただいたように検診につきましては次年度ではなくて、その翌年度に向けて準備していくのが東京都の補助の条件になっておりますので、目標としては検診は視野に入れてはいるんですけれども、次年度はあくまでも予防の普及啓発を行っていききたいというものになっております。

○高瀬委員 これまでも事業で言えばその前の段階になりますけれど、段階というかその前の認知症対策事業に要する経費に入るかと思うんですが、認知症月間の中では認知症についての普及啓発をやっていた、講座をやっていたと認識しています。令和7年度からは認知症予防普及啓発事業に基づけば、予防についての普及啓発イベントをするということで講演会ということが今、示されております。なので、そこをかなりしっかりと皆さんにお伝えするような形でやっていただき、その先にあたまの健康チェックをするのであればその意味だったりとか、あるいは、今言われたようにここで診断するわけではな

いんだと、ただ認知症についてもうちよっと詳しく知ってもらいたいし、こういう記憶が薄れるときももしかしたらあるとか、何かちょっと分からないんですけども、そのような最初の普及啓発イベントをかなりしっかりやっておく必要があると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

- 土井地域包括ケア担当課長 普及啓発の方法につきましては、おっしゃっていただいたようなことを十分に確認しながら行っていきたいと思います。その辺りにつきましては、地域の関係機関であったり団体を対象とした説明会の開催を上半期で予定しておりますので、まずは関係者の方への周知、それから下半期は市内での実際のあたまの健康チェック会の開催につなげていきたいと考えております。
- 高瀬委員 そうしますと、令和7年度は上半期にここに書いてある関係団体に説明会をするということでもよろしかったですか、そして下半期には実際にあたまの健康チェックをやると。なので、令和7年度中にやるということですよ。最初に説明いただいたときには今年度はやらないかのように聞こえてしまったんですけども、令和7年度中にあたまの健康チェックもやっていくということでもよろしかったでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長 今おっしゃっていただいたとおり、令和7年度中に検診までは行わないと申し上げたのですが、あたまの健康チェックは市内の6か所で開催したいと考えております。
- 高瀬委員 さっき、そこは6施設であたまの健康チェックを開催するというお話はいただいております。その検診というのは、そうしますと何になりますでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長 検診につきましてはその先、令和8年度以降に医師が関わりまして診断していくというような形を取っていくという、東京都の補助の条件が普及啓発の翌年度から検診を行っていくということが条件になってございますので、令和7年度中は検診は開催しないという形になります。あくまでも今申し上げたのは予定という形になりますけれども、その方向で考えているということです。
- 高瀬委員 令和8年度には医師が関係する検診になる方もいるという理解でよろしいでしょうか、お願いします。
- 土井地域包括ケア担当課長 今、委員おっしゃっていただいたように補助要綱上の規定になりますので、まずは次年度にしっかり普及啓発していきたいと考えております。
- 高瀬委員 東京都の補助要綱にのっとってやっていくということだと思いますので、詳細はまたお知らせいただければと思いますが、今のような流れを考えますと、認知機能の評価で認知症の診断に用いるスケールではないけれども、一定程度何らか引っかけのある場合には次の段階として医師につなげていくということなのかなと理解はするんですけども、それでよろしいでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長 早期の50歳以上の方からということでもいろいろな方に受けていただくんですけども、質問票に答えていただいた結果についてはその場で返していきたいと思いますので、その段階で個別にその方に合った対応をしていきたいと考えております。専門職の関わりが必要な方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、適切に対応していきたいと考えております。
- 高瀬委員 分かりました。そうしますと、認知症の予防についての幾つかのメニューの準備があって、それぞれの人が必要であればそこに行って活動していくというんですか、やっていくということなのかなと今、理解はしましたが、大丈夫ですか。
- 土井地域包括ケア担当課長 少し専門的なところに話がいつてしまって申し訳ございません。あくまでも認知症予防ということがまずは出発点で、この事業の目的ということを踏まえた上で、対象者によってはということで御説明させていただきましたので、まずはそこを重点的に取り組んでいきたいと考えてお

ります。

- 高瀬委員 分かりました。認知症の普及啓発をまずはしっかりやっていくということだと理解いたします。それで、資料を作っていただき、目的のところには認知症基本法の施行によりとあります。新しい認知症観に沿って認知症や認知症の人への理解を促進するとあります。この新しい認知症観というところを共有させていただきたいと思います。いかがでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長 新しい認知症観というのは、昨年末の国の認知症施策推進基本計画にも記載されておりますけれども、今までの認知症の方に対する捉え方を、認知症になったら何もできなくなるということではなくて、認知症になってからでも一人一人の方が個人としてやりたいことをやれるように、住み慣れた地域でつながっていきながら希望を持って自分らしく暮らしていくという、それを新しい認知症観ということで、ここも踏まえて啓発していきたいと考えております。
- 高瀬委員 ありがとうございます。非常に重要なところだと思っております。そういったことも含めて啓発していただきながら、1回あたまの健康チェックをしながら、次に必要なところがあれば対応していくということかなと理解できました。
- それで、今おっしゃっていただいたお話には、認知症の方も住み慣れた地域でしっかりつながっていくということがありました。昨年も一般質問でちょっと取り上げさせていただきましたが、認知症対策事業に要する経費の中だったかと思っておりますけれども、講演会で注文を間違える料理店の話をしていただき、すごいよかったなど、いつも思い出しています。あのような取組を少しずつ市としても検討し、いろいろな方と交わりながら、認知症になったって自分のできることをしっかりやって暮らしていけるんだという理解を少し広げていきたいなと思うんですけれども、そこについて、今年度はどんな感じになりますでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長 今までも認知症サポーター養成講座であったりステップアップ講座を通して、様々な団体であったり、住民の方であったり、小・中学校であったりということ、大分地域の方からの声がけもいただけるようになってきているのかなと思っております。感想文とかも頂いて、拝見しているところであります。自分が認知症の方を見たときに、自分のほうが受け取り方を変えていく必要があるというような反応をいただいたりということもありますので、そういったことを着々と今年度も広げていっているかなということと、引き続き来年度も認知症地域支援推進員を中心としまして計画を立てて、開催についても計画的に進めてまいりたいと考えております。
- 高瀬委員 分かりました。これまで本当に積み重ねてきていただいていると思います。認知症サポート養成講座もそうだし、ステップアップ講座もそうだし、認知症カフェも広げていただいていると思います。そういった意味で地域の中を大分耕してきているのであれば、次は実際に共生社会をつくっていくような取組というものもぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、多くの方と議論しながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。
- 皆川委員 高瀬委員が求めた資料で、今のお話のやり取りを聞いてなのですが、なおちょっと不明なので教えてください。この事業に関しては、あたまの健康チェックに関しては対象が50歳以上ということになっています。ただ一方、あたまの健康チェックとはということでは、物忘れの自覚のない予防段階や若年層など、健常期から認知機能を評価ということも書いてあるんですが、そもそも市として令和7年度に行う講演会等々、そういうイベントに関しては対象年齢は特に設けずに、まずは全体の市民に呼びかけるんだということになるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

- 土井地域包括ケア担当課長　　あたまの健康チェックにつきましては50歳以上からを予定しております。ただ予防の推進につきましては、市民に引き続き投げかけていきたいと考えております。
- 皆川委員　　この資料を見ますと、あたまの健康チェックを行う方は50歳以上だけれども、対象者としては市民全体ということです。ただ、認知症ということでは、今は若年の認知症の方もいらっしゃるの多くの方というような言い方をしますが、私も70歳に近いんですけども、ある程度高い年齢層の方が対象とイメージするかなと思うんですけども、普及啓発という意味では、そうではない皆さん一人一人が人ごとじゃなくて自分事として考えてくださいよというところで知らせていくという視点が必要なのかなと思いますし、そういう工夫をしていただいたほうがいいと思います。どうでしょう。
- 土井地域包括ケア担当課長　　委員おっしゃっていただいたように、この事業に限らず、認知症の啓発につきましては広く普及啓発を図っていきたいと考えております。
- 中山委員　　私も関連で、分からない部分を教えてください。この資料を見ますと、令和6年から始まって令和10年までと書いてあります。令和7年は、今言われた（1）と（2）の普及啓発イベントとあたまの健康チェック。令和8年度以降で、場合によっては受診等々も考えていくと、翌年度以降の認知症検診は、これはあたまの健康チェックを受けた方だけということはないんですね。認知症検診というのを令和8年度以降市として位置づけていく、取り組んでいくということで対象者が一緒なのかなと思ってしまったのですが、そういうわけではないということでもよろしいでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長　　あくまでもこれは東京都の今年度の補助要綱をベースに考えておまして、まだ次年度以降の新しい要綱が出てきていない状況でして、対象と検診の実施方法につきましてはまだ具体的になってございませんので、次年度は普及啓発を図りながら検討していきたいと考えております。
- 中山委員　　分かりました。そうはいつでも、あたまの健康チェックを受けられた方には、来年以降、令和8年以降も何かお知らせをしていくようなやり方になるのでしょうか。
- 土井地域包括ケア担当課長　　まだ具体的にそこまで決まっていない段階なんですけれども、検診を実施するには医師会との協議も必要になってきますので、実施に向けては次年度の協議を踏まえて予定していきたいと考えております。
- 中山委員　　承知しました。根本的にはこの認知症予防に関する正しい知識、今までもやってきているような普及啓発というところで、今、認知症で言いますと45%が症状を遅らせたり軽減できるというような研究結果が出ていまして、一般的にどんどん研究が進んでいて、45%も前は30%とか35%だったのかな、どんどん変わってきているようです。その中で、先ほど取り上げた難聴による危険因子というか、割合が7%で一番高い値になっています。そのほかの要因もいろいろありますので、恐らく認知症予防に関する正しい知識というところでは今の最新の研究に基づいて、どういう取組をすれば軽減できるのか、認知症にならないようにできるのか、それとあわせて、先ほどの答弁にあったような、認知症になったとしてもいろいろな暮らし方ができますよというような内容になっていくという理解でよろしいですか。
- 土井地域包括ケア担当課長　　今おっしゃっていただいたように、あくまでも認知症予防に適した取組内容等を、質問が終わった後にお伝えしていくというような形を取っていきたいと考えております。
- 高瀬委員　　簡単にお聞きしたいと思います。生活支援体制整備に要する経費についてお伺いします。個別説明票では担い手養成研修の単独開催に伴い、チラシ作成料を計上したなどと書かれております。担い手の養成研修の単独というところを少し御説明ください。
- 土井地域包括ケア担当課長　　令和6年度の開催につきましては、担い手研修に追加して介護予防推進員

の研修も一緒に合同で開催しましたが、令和7年度につきましては担い手研修のみで行っていく予定になりますので、そちらの説明の文言となっております。

○高瀬委員 分かりました。介護予防推進員と別にして担い手の研修をやるのが単独という表現になっているということで理解いたしました。ありがとうございます。

○星副委員長 ほかにこのページ、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 それでは、169、170ページまでを終わったといたします。

それでは、本日はこの程度にとどめます。明日は款3、民生費、項1、社会福祉費、171、172ページから進めたいと思います。

それでは、これにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後5時02分閉会